

平成28年度集団指導資料

【訪問系サービス編】

＜居宅介護、重度訪問介護・同行援護・行動援護＞

平成29年3月15日
岡山県保健福祉部障害福祉課



適切な事業運営のために！

<基準条例>

○障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第52号）

<基準省令>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

<解釈通知>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年障初第1206001号）



【参考書籍】事業者ハンドブック指定基準編（発行：中央法規出版株式会社）

<報酬告示>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

（平成18年厚生労働省告示第523号）

<留意事項通知>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障発第1031001号）



【参考書籍】事業者ハンドブック報酬編（発行：中央法規出版株式会社）

目 次（訪問系編）

開催日：平成29年3月15日

場 所：おかやま西川原プラザ 大会議室

第1	主な関係法令・通知について	1
	・主な関係法令・通知		
	・基準条例の県独自基準の概要（訪問系サービス）		
第2	最近の実地指導等での主な指導事項の内容について	3
	・訪問系サービス		
第3	サービスの運営等に関する留意事項について		
1	人員に関する基準について	5
2	運営に関する基準について	7
3	変更の届出について	19
4	移動の介助について	20
5	介護給付費等の算定について	21
第4	厚生労働省からの通知	39
	・居宅介護（家事援助）の適切な実施について		
	・入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて		
第5	参考資料	45
	・契約内容（障がい福祉サービス受給者証記載事項）報告書		
	・居宅介護サービス提供実績記録票		
	・介護給付費・訓練等給付費の受領のお知らせについて		
	・特別地域加算（厚生労働大臣が定める地域）		
	・同行援護及び行動援護従業者の資格要件について		
	・指定居宅介護等事業の従業者の資格等要件について		
	・障害者の移動を支援する福祉サービス事業体系		
	・変更届出書		



【主な関係法令・通知】

関係法令	省略表記
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	障害者総合支援法
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）	基準省令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年障発第1206001号）	解釈通知
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年 岡山県条例第52号）	基準条例
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）	報酬告示
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障発第1031001号）	留意事項通知
平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて（平成20年障発第0425001号）	
介護輸送に係る法的取扱いについて（平成18年9月国土交通省・厚生労働省連名通知）	
居宅介護（家事援助）の適切な実施について（平成28年3月10日 厚生労働省通知）	
入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて（平成28年6月28日 厚生労働省通知）	
障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A	

※上記の法令・通知等はホームページ等でご確認ください。

○厚生労働省 法令等データベースシステム
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

○岡山県保健福祉部障害福祉課ホームページ
<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>

【基準条例の県独自基準の概要（訪問系サービス）】

1 国の基準省令と異なる基準を設定するもの

(1) 運営の基準

ア 内容及び手続の説明及び同意 【共通】

国の省令による基準（第9条）	県条例で定める基準（第10条）
<p>参考 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について書面により当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>

<基準設定の理由>

利用申込者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することを義務とする。

イ 金銭の支払の範囲等 【共通】

国の省令による基準（第20条）	県条例で定める基準（第21条）
<p>参考 支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。</p>	<p>2 支給決定障害者等に対し説明を行い、書面によりその同意を得なければならない。</p>

<基準設定の理由>

利用者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することを義務とする。

ウ 運営規程 【共通】

国の省令による基準（第31条）	県条例で定める基準（第32条）
<p>参考 ハ 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>ハ 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項</p>

<基準設定の理由>

運営規程に、虐待の早期発見及び虐待があった場合の対応に関する事項を定めることを義務とする。※その他関係する条項（一般原則）

エ 情報開示（「記録の整備等」に第3項を追加） 【共通】

国の省令による基準（第42条）	県条例で定める基準（第43条）
—	<p>3 指定居宅介護事業者は、利用者又はその家族から当該利用者に係る前項の記録の開示を求められた場合は、当該利用者の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。</p>

<基準設定の理由>

利用者等への正確な情報提供を行うため、積極的に情報開示を行うことを努力義務とする。

第2 最近の実地指導等での主な指導事項の内容について

(訪問系サービス編)

No.	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	根拠条文等
1	従業者の員数	従業者の員数が、常勤換算方法で2.5人以上いない。	常勤換算方法で2.5人以上の人員を配置すること。	基準条例 第6条第1項
2	従業者の資格要件等	同行援護や行動援護等、研修受講や実務経験等を有する従業者の配置が必要とされているにもかかわらず、従業者からの申し出のみで確認し、資格証や実務経験証明書等での確認を行っていない。	資格や実務経験等を有する従業者の配置が必要とされている場合には、あらかじめ資格証や実務経験証明書等で資格等を確認すること。 ※資格等要件により、介護給付費を算定できない場合や減算適用となる場合があります。資格等を確認したうえでサービス提供させてください。	基準条例 第6条（第8条で準用） 報酬告示別表 第1の注5～9 第2の注4 第3の注3・4 第4の注3
3	内容及び手続の説明及び同意	利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項を記した重要事項説明書に必要な事項である事故発生時の対応についての記載がない。	利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項を記した重要事項説明書には、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を実態と整合した内容で記載すること。	基準条例 第10条第1項 解釈通知 第三の3(1)
4	運営規程 重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書で異なっている項目がある。 運営規程、重要事項説明書の内容が実際と異なっている。	重要事項説明書と運営規程における「通常の事業の実施地域」の規定内容が異なっているため、整合させること。	基準条例 第10条第1項及び第32条
5	契約支給量の報告等	契約したサービスの内容や量を市町村に報告していない。	サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証その他の必要な事項を（支給決定を行った）市町村に報告すること。（契約の変更・終了の際にも報告すること。）	基準条例 第11条第3項
6	契約支給量の報告等	サービス提供に係る契約が成立した時、終了した時又は契約支給量の変更が生じた時は、利用者の受給者証に必要な事項を記載する必要があるが、一部に記載がされていないものが確認された。	利用者の受給者証に記載が必要な①事業者及び事業所の名称、②指定居宅介護の内容、③月当たりの契約支給量、④契約日等の必要な事項を記載すること。	基準条例 第11条第1項及び第4項 解釈通知 第三の3(2)①
7	サービスの提供の記録	サービスの利用者について、当該サービスの提供に際し、そのサービスの提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録していない。 利用者からサービスを提供した旨の確認を受けていない。	サービスの利用者については、当該サービスの提供に際し、そのサービスの提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録するとともに、利用者からサービスを提供した旨の確認を受けること。	基準条例 第20条第1項及び第2項 解釈通知 第三の3(9)①②
8	介護給付費の額に係る通知等	法定代理受領により市町村（国保連）から介護給付費を支給された際に、利用者に対してその額を通知していない。	法定代理受領により市町村（国保連）から介護給付費を支給された場合、利用者に対してその額を通知すること。	基準条例 第24条第1項
9	居宅介護計画の作成	居宅介護計画を作成していない。 居宅介護計画を作成しているが、具体的なサービス内容等を記載していない。	サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活及び希望等を踏まえて、具体的なサービス内容等を記載した個別支援計画を作成すること。	基準条例 第27条 解釈通知 第三の3(16)

No.	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	根拠条文等
10	居宅介護計画の作成	居宅介護計画の作成に当たっての利用者の状況の把握・分析（アセスメント）及び計画に沿ったサービスの実施状況の把握（モニタリング）が十分でない。	アセスメント及びモニタリングの様式を定めるなど、居宅介護計画の作成や実施状況の把握等の一連の業務を適切に実施するよう改善を図ること。	基準条例 第27条 解釈通知 第三の3(16)
11	居宅介護計画の交付	居宅介護計画を作成した後に、利用者及びその同居の家族に当該計画書の内容を説明しているが、交付をしていない。	居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付すること。	基準条例 第27条第2項 解釈通知 第三の3(16)③
12	掲示	運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示していない。	事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示すること。	基準条例 第36条
13	秘密保持等	従業者が業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさないための誓約書等を徹していない従業者が確認された。	業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。	基準条例 第37条第2項
14	会計の区分	訪問介護（介護保険事業）や移動支援（市町村地域生活支援事業）等の他のサービスと会計を区分していない。	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業をその他の事業の会計と区分すること。	基準条例 第42条
15	変更の届出	法人代表者及び管理者の住所、定款、サービス提供責任者に変更が生じていたが、その届出をしていない。	県に届け出ている事項に変更が生じた場合は、変更後10日以内に変更届を提出すること。	障害者総合支援法 第46条第1項
16	介護給付費の算定	居宅介護計画に基づいて行われるべき居宅介護等に要する時間ではなく、実際に要した時間により算定している。	居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間ではなく、居約介護計画に位置付けられた内容の居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定すること。なお、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うこと。	報酬告示別表 第1の1の注4 留意事項通知 第二の2(1)①
17	通院等介助 通院等乗降介助	道路運送法の許可等を得ていないにもかかわらず、従業者（ヘルパー）自らの運転する車両を利用して通院等（乗降）介助を行っている。 道路運送法等の許可等は得ているが、許可等を得ていない従業者（ヘルパー）が自ら運転して通院等（乗降）介助を行っている。	居宅介護事業者が、障害者等を輸送する場合には、道路運送法等の許可等を得たうえで行うこと。 ※道路運送法等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、運転中の時間を除いたとしても、違法な輸送形態の場合には、介護給付費を算定することはできないことに留意すること。	報酬告示別表 第1の注6・注8 注9 介護輸送に係る法的取扱いについて
18	初回加算	初回加算の算定において、サービス提供責任者が同行訪問した旨を記録していない。	初回加算の算定において、サービス提供責任者が居宅介護に同行した場合は、同行訪問した旨を記録すること。	報酬告示別表 第1の2注 留意事項通知 第二の2(1)⑯

第3 サービスの運営等に関する留意事項について【訪問系サービス編】

以下に掲載している点線枠内の条文は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)」です。県独自基準については、点線枠内の条文の「赤字」を点線枠下の「赤字」に読み替えてください。その他は、県条例も趣旨はほぼ同様です。なお、「●」のある記載内容は、不適切な事例です。基準を遵守し、適切な運営に努めてください。

1 人員に関する基準

① 従業員の員数

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第5条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

※県指定条例第6条で同様の趣旨を規定

●従業者が常勤換算方式で、2.5以上確保されていない。

●サービス提供責任者が常勤専従の者がいない。サービス提供責任者の配置数が不足している。



【 人員配置について 】

管理者 常勤※で、かつ、管理業務に従事するもの

サービス提供責任者 事業の規模（前3月の平均値）に応じて常勤1人以上

従業者 常勤換算方法で2.5以上

※常勤とは、「指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること」をいう。

サービス提供責任者は、以下のいずれかに該当する人数を配置してください。

- ① 月間の延べサービス提供時間が概ね450時間又は端数を増すごとに1人以上
- ② 当該事業所の訪問介護員等の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
- ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができます。

また、居宅介護のほかに重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援事業、介護保険法の訪問介護事業を一体的に行っている場合は、それぞれの事業のサービス提供時間、訪問介護員数、及び利用者数を合算して算出してください。これらの算出にあたっては直近3ヶ月の平均値を用いてください。なお、人員基準を満たしていない場合は速やかに基準を満たす配置等を行ってください。

※基準省令の解釈通知第三の1に記載内容の人員を確保すること。(青本P19~P32参照)

- ・重度訪問介護のサービス提供時間が多い事業所については、別の取扱いによる人数の配置となります。(解釈通知第三の1の(5)の①② (青本P26~P28参照))
- ・その他、同行援護、行動援護、人員の特例要件(介護保険との関係、移動支援事業との兼務等)など重要な記載がありますので、該当する事業所は必ず確認してください。

- 研修要件や実務経験等を有する従業者の配置が必要とされているにもかかわらず、本人からの申し出のみで確認し、資格証や実務経験証明書等で実際の確認を行っていない。

【サービス提供責任者、従業者（ヘルパー）の資格等について】

- 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修修了者など、事業者において資格要件を確認し、資格証の写し等を保存してください。また、研修要件や実務経験等を有する従業者の配置が必要とされている場合には、あらかじめ、研修受講修了証や実務経験証明書等で資格等要件を確認した上で、サービス提供をさせてください。

【次期報酬改定において見直す方向で検討】 **※要注意！**

- ① サービス提供責任者の要件の1つである「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験3年以上（暫定的な措置）」
- ② ヘルパーの要件の1つである「いわゆる3級ヘルパー」
※介護保険における訪問介護では、①については、平成27年度より30%減算の取扱い、②については、平成21年度より報酬上の評価を廃止されたところ。**（資料P53参照）**

【同行援護従業者の資格等要件（経過措置の終了）について】

① 同行援護の サービス提供責任者

- ・居宅介護のサービス提供責任者要件を満たす場合、平成30年3月31日までの間は、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）の修了者とみなされます（経過措置）。
- ・この経過措置が終了する平成30年3月31日までに同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了してください。

② 同行援護の 従業者（ヘルパー）

- ・居宅介護の従業者要件を満たす場合、平成30年3月31日までの間は、同行援護従業者養成研修（一般課程）の修了者とみなされます（経過措置）。
- ・この経過措置の終了により、居宅介護の従業者要件を満たす者であっても、1年以上の視覚障害（直接処遇）に関する実務経験（実際に従事した日が180日以上）のない者は、同行援護の従業者（ヘルパー）の要件を満たさないこととなります。

（注意）この経過措置の再延長は行われない予定です。（資料P51参照）

【同行援護従業者養成研修（岡山県の指定状況等）について】

- ・特定非営利活動法人岡山県視覚障害者自立支援センター（H25.5.17 指定）
岡山市北区奉還町2-9-3 （TEL 086-250-8278）

【平成28年度の募集期間（定員）】

一般課程及び補講課程 平成28年7月8日～8月1日（14名）
応用課程 平成28年7月8日～8月1日（14名）

- ・特定非営利活動法人ウエル福祉学習センター（H25.9.12 指定）
倉敷市稻荷町5-38 （TEL 086-427-7761）

【平成28年度の募集期間（定員）】

一般課程 平成28年4月2日～5月21日（20名）、9月15日～10月28日（20名）
補講課程 平成28年4月2日～6月18日（20名）、9月15日～11月25日（20名）
応用課程 平成28年4月15日～6月25日（20名）、9月15日～12月2日（20名）

- ・岡山県高齢者福祉生活協同組合（H25.9.12・H26.3.31 指定）
岡山市北区鹿田町1-7-10 （TEL 086-234-9228）

【平成28年度の募集期間（定員）】 募集なし（一般課程、補講課程、応用課程）

【行動援護従業者の資格等要件（経過措置の終了）について】

① 行動援護のサービス提供責任者

(資料P52 参照)

- ・行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護等の業務に3年以上従事したもの。
- ・ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の直接支援業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとされている（経過措置）。

② 行動援護の従業者（ヘルパー）

- ・行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護等の業務に1年以上従事したもの。
- ・ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の直接支援業務に2年以上従事した経験を有することで足りるものとされている（経過措置）。

※この経過措置が終了する平成30年3月31日までに行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を修了してください。

【平成28年度岡山県強度行動障害支援者養成研修について】

- ① 募集期間 平成28年9月～10月
- ② 研修場所 岡山県総合福祉ボランティア会館（岡山市北区南方）
- ③ 研修日程（定員）
 - ・基礎研修 平成29年1月16日・17日（150名）
 - ・実践研修 平成29年1月30日・31日（150名）

※研修募集等は、岡山県障害福祉課ホームページに掲載しますので、御確認ください。

【実務経験（業務の範囲通知に基づいて換算）について】

- ・1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。
- ・例えば5年以上の実務経験であれば、実際に業務に従事した期間が5年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上あるものをいう。

2 運営に関する基準

① 内容及び手続の説明及び同意

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第9条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第31条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

※県条例第10条で同様の趣旨を規定（県独自基準：書面による同意）

当該指定居宅介護の提供の開始について書面により当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 重要事項説明書、契約書において、利用申込者本人の署名又は記名・押印がない。
- 利用申込者本人が署名できない場合に、署名代理人欄等を設けることなく、利用申込者本人署名欄に利用申込者本人の名前を代理の者が署名をしている。
- 代筆者と代理人を混同し、代理人欄に代筆者を記入している。



重要事項説明書、契約書には、利用申込者本人から署名又は押印を受けること。また、これによりがたい場合は、契約書等に署名代理人欄を設け、利用申込者の同意を得た利用者の家族等から署名又は押印を受けること。この場合、利用申込者氏名欄の欄外に、署名を代筆した旨、署名した者の続柄、氏名を付記することで差し支えないと考えます。

契約の相手方（利用者）について、サービスの主たる対象者が児童（18歳未満の障害児）の場合は保護者（支給決定を受けている者）となります。18歳以上20歳未満の未成年者の場合は、当該利用者本人となります。法定代理人（通常は親権者）の同意が必要です。

また、成年後見人又は未成年後見人が選定されている場合は、当該後見人との間で契約を締結することになります。

●契約が事業所の管理者名で行われている。



法人代表者以外の者の名義で契約する場合、法人代表者から当該契約名義人に対する権限の委任及び法人内部での規定を整備し、利用申込者に説明することが必要です。

●重要事項説明書、契約書等の作成に際して、利用者の障害の特性に応じた対応がされていない。



重要事項説明書、契約書等については、利用申込者の障害の特性に応じて、通常使用する書類とは別に、ルビ版、拡大文字版、点字版、録音テープ版等いろいろな障害の人が理解できるものをあらかじめ作成するなど工夫する必要があります。

これは、利用者の自己選択・自己決定を尊重したサービス利用を実現するため、書面の交付段階ではなく説明段階で、障害の特性に応じた適切な対応が必要です。

●重要事項説明書に、事故発生時の対応、苦情相談の窓口、苦情解決の体制及び手順等必要な事項が記載されていない。



重要事項説明書に記載すべき内容として次の項目が考えられます。

- ① 事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など）
 - ② 運営規程の概要（目的、方針、事業の主たる対象とする障害の種類、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法など）
 - ③ 管理者氏名及び従業者の勤務体制
 - ④ 提供するサービスの内容とその料金について
 - ⑤ その他費用（交通費など）について
 - ⑥ 利用料、その他費用の請求及び支払い方法について
 - ⑦ 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について
 - ⑧ 事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）
 - ⑨ 緊急時の対応方法
 - ⑩ 苦情解決の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村窓口、運営適正化委員会など）
 - ⑪ 虐待防止について
 - ⑫ 事業者、事業所、利用者（場合により代理人）による説明確認欄
 - ⑬ サービス提供開始予定期日
- （※社会福祉法第77条第1項）

【社会福祉法(抜粋)】

第77条(第1項)社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

*以下の記載例は参考です。事業所の実情に合わせた内容にしてください。

(記載例)

⑦【秘密保持と個人情報の保護(使用同意など)】

事業者及び事業者の使用者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

また、●●●●(サービス名記載)を円滑に提供するため、他の障害福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合があります。事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障害福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を他の障害福祉サービス事業者等に提供しません。

(記載例)

⑧【事故発生時の対応】

当事業所が利用者に対して行う●●●●(サービス名記載)の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った●●●●(サービス名記載)の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(記載例)

⑨【緊急時の対応方法】

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

(記載例)

⑩【苦情解決の体制及び手順】

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する場合はその旨を翌日までには連絡します。)

(記載例)

⑪【虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応について】

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- (2) 成年後見制度の利用支援を行います。
- (3) 苦情解決体制の整備を行います。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)を行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制や虐待が早期発見される体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (7) 虐待があった場合には、その原因を解明するとともに、再発防止策を講じます。

●「重要事項説明書」と「運営規程」間で内容(営業日時、通常の事業の実施地域など)が相違している。



利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した重要事項説明書の内容は、事業の運営についての重要な事項を規定した運営規程の内容と整合するものでなければなりません。なお、運営規程の内容を変更した場合は、変更届の提出が必要です。

② 契約支給量の報告等

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第10条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量(「契約支給量」)、その他の必要な事項(「受給者証記載事項」)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(特別区を含む。)に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

※県指定条例第11条で同様の趣旨を規定

●市町村に対して、受給者証記載事項等を報告していない。

●受給者証に契約内容が記載されていない。



指定居宅介護等の利用に係る契約や契約内容(時間、日数)を変更(契約を終了したときを含む。)をしたときは、受給者証へ記載の上、「契約内容報告書」により受給者証記載事項を市町村に遅滞なく報告してください。**(資料 P45 参考様式添付あり)**



③ 提供拒否の禁止

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用

第11条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

※県指定条例第12条で同様の趣旨を規定

●利用申込者に対し、正当な理由が無く、サービス提供を拒否している。



原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。

提供を拒むことのできる正当な理由は、一般的には以下のものがあります。

- ① 当該事業所の従業者の勤務体制からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合

運営規程に定めている「通常の事業の実施地域」または「主たる対象とする障害の種類」に該当しない利用申込みがあった場合であっても、適切なサービス提供が可能と判断されるときは、利用申込みに応じていただいて差支えありません。なお、利用申込みを断わる場合には、その理由を利用者に十分に説明し、了解を得たうえで、適切な他の指定居宅事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じなければなりません。また、できる限り利用申込み者と対応した内容を記録して残すよう努めてください。

④ 受給資格の確認

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

※県指定条例第15条で同様の趣旨を規定

- 利用者の受給証の写しを取るなどして確認をしていない。

⑤ 心身の状況の把握

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第16条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

※県指定条例第17条で同様の趣旨を規定

- 居宅介護計画、個別支援計画等の作成に当たり、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにされていない。(アセスメントを実施していない。)
- サービスの利用開始時の状況から、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等に変化又は変更があったが、これを適切に把握できていない。



利用者の心身の状況、その他置かれている環境等の把握の手法・整理については、事業所で使いやすい書式（例えば「利用者調査票」等）を作成して行ってください。

事業者は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等（家族の状況、通院や通所先）に変化や変更があれば、その状況等を適切に把握する必要があります。状況の変化や環境等の変更があれば「利用者調査票」等に、時点修正を行うようにしてください。

⑥ 身分を証する書類の携行

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第18条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

※県指定条例第19条で同様の趣旨を規定

- 従業者に身分証を携行させていない。



利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者は従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時や利用者等から求められたときは提示する必要があります。なお、この証書等には、事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や、役職（管理者、サービス提供責任者等）、職能（介護福祉士、ホームヘルパー〇級）、事業所連絡先（住所・電話番号）等の記載を行うよう努めてください。

⑦ サービスの提供の記録

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第19条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

※県指定条例第20条で同様の趣旨を規定

- サービス提供記録の記載内容（身体介護と家事援助の別等）に不備がある。
- サービス提供記録に記載した内容について、利用者から確認を受けていない。（資料P46 参照）



利用者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数等の利用者に伝達すべき必要な事項を、サービス提供の都度記録しなければならないとともに、記録した内容について利用者の確認を得なければなりません。また、個別支援計画の見直しなど、今後のサービス提供に活かすことができるようサービス提供記録には、利用者の心身の状況等を詳細に記録することが必要です。

⑧ 介護給付費等の額に係る通知等

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第23条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第21条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

※県指定条例第24条で同様の趣旨を規定

- 利用者に対して、介護給付費等の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていない。



市町村から介護給付費等の支払を受けたときは、本来の受領者である利用者に対して、「自立支援給付受領のお知らせ」等により代理受領した金額等を書面により通知しなければなりません。毎月、利用者1人1人に必ず交付することが必要です。**(資料 P47 参考様式添付あり)**

⑨ 基本取扱方針

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第24条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

※県指定条例第25条で同様の趣旨を規定

- 法人代表者の責任の下、管理者が従業者と協議し、自ら提供するサービスの質についての評価を実施していない。
- 実施しているが、その評価結果について改善を行っていない。



自ら提供するサービスが適切かどうか評価し、サービスの質の向上に役立てること。(評価表の整備、満足度調査など)

評価結果については、重要事項説明書に添付する、利用者に配布する、事業所の見やすい場所に掲示するなどし、積極的な公表に努めてください。

⑩ 居宅介護計画の作成

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第26条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

※県指定条例第27条で同様の趣旨を規定

- 居宅介護計画が作成・交付されていない。(提供するサービスの内容について、利用者又はその家族に対する説明が行われていない。)
- サービス提供責任者が、利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成していない。
- サービス内容が変更されているにもかかわらず、居宅介護計画を変更していない。(実際のサービス内容と居宅介護計画の内容が大きく異なっている。)

point!



居宅介護計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にして、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにするとともに、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなりません。また、居宅介護計画を遅滞なく利用者に交付してください。

※「所要時間」は1回のサービス提供に要する全体の時間をいい、居宅介護計画書はサービスの具体的な内容ごとの時間配分や利用者の生活パターン等を制限するものではありません。計画の内容に沿いながら、利用者の心身の状況等に応じたサービス提供を行うことが大切であり、実施状況を踏まえ、内容が大きく異なる場合には、計画の変更を行うこととなります。

⑪ 同居家族に対するサービス提供の禁止

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第27条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせなければならない。

※県指定条例第28条で同様の趣旨を規定

point!



居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者は、従業者（ヘルパー）に、当該従業者の同居の家族に対するサービス提供をさせることが禁止されています。これは、家族介護と公的サービスの区別が曖昧になるための規定です。別居の近しい家族に対するものについては特段の規定がありませんが、当該規定の趣旨を踏まえた事業運営を行ってください。

※ 家族介護と公的サービスの区別が曖昧な事例

- 利用者が居宅介護等を利用するに当たって、当該利用者の別居の家族であるヘルパーからしか提供を受けていない。
- ヘルパーが居宅介護等を提供するに当たって、当該ヘルパーの別居の家族である利用者にしか提供していない。
- 戸籍上は家族にあたらないが、ヘルパーが同居人である利用者に対するサービス提供を行っている。
- 居宅介護計画が作成されていない、又は作成しているが当該居宅介護計画の内容に沿ったサービス提供となっていない。

⑫ 緊急時等の対応

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第28条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

※県指定条例第29条で同様の趣旨を規定

●緊急時に従業者が適切な対応をするための緊急時マニュアルが整備できていない。

●利用者宅に連絡先一覧(利用者の住所、主治医や家族等の連絡先など)等の整備ができていない。

●緊急時の対応方法を従業者に周知できていない。

⑬ 管理者及びサービス提供責任者の責務

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第30条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第26条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

※県指定条例第31条で同様の趣旨を規定

- 事業所におけるサービス提供方針や法令遵守等について、管理者が従業者への指揮命令を適切に行っていない。
- 法令に従った正しい報酬請求など、業務管理が適切に行えていない。



管理者としての、健全な事業運営のための従業者に必要な指示や業務等を指揮命令してください。また、利用者からの苦情や相談の対応や従業者の日々の動静の把握もしてください。

- 管理者がサービス提供等により常時事業所にいることが少なく、従業者の管理、指揮命令、苦情対応等の管理業務ができていない。



管理者は、できる限りサービス提供のシフトには入れないようにしてください。緊急的な利用者へのヘルパー派遣の対応に、管理者がいつでも対応できる状態にしておいてください。

運営状況によっては、管理者もシフトによるサービス提供をしなければならない状態の事業所もありますが、本来の管理業務ができていて、かつ、管理者不在時の緊急時等の連絡、対応ができるよう体制を整えておかなければなりません。

- サービス提供責任者が行っている居宅介護業務が、サービス提供責任者の本来業務の遂行に支障を生じさせている。



サービス提供責任者が居宅介護業務を行う場合は、本来業務に支障がないよう留意すること。なお、サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成業務のほか、居宅介護に関するサービス内容の管理について必要な業務として次の業務を行います。

- ① 居宅介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ③ 他の障害福祉サービス事業者等と連携を図ること。
- ④ 従業者等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- ⑤ 従業者等の業務の実施状況を把握すること。
- ⑥ 従業者等の能力や希望を踏まえた業務管理をすること。
- ⑦ 従業者等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- ⑧ その他サービス内容の管理について、必要な業務を実施すること。

また、業務を画一的にとらえるのではなく、居宅介護事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めてください。

⑯ 運営規程

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第31条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第35条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1)事業の目的及び運営の方針
- (2)従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3)営業日及び営業時間
- (4)指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5)通常の事業の実施地域
- (6)緊急時等における対応方法
- (7)事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (8)虐待の防止のための措置に関する事項**
- (9)その他運営に関する重要事項

※県指定条例第32条で同様の趣旨を規定(県独自基準:虐待の早期発見等)

(8)虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項

- 運営規程と重要事項説明書(及び重要事項の掲示)の間で内容が相違している。
- 事業の主たる対象とする障害の種類に、難病等対象者(平成25年制度改正から)又は重度訪問介護の対象拡大(平成26年度制度改正から)に伴う当該障害の種類の記載が漏れている。
- 介護保険事業(訪問介護)と一体で運営している事業所において、それぞれの営業日時、通常の事業の実施地域、サービス提供時間等の内容が相違している。



介護保険の訪問介護と一体運営（訪問介護事業所の管理者、サービス提供責任者等の常勤従業者が同じ場合）している事業所は、それぞれの運営規程の内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が違っていないか確認してください。

特段理由もなく違う場合は、実態に即して運営規程の変更が必要な場合は変更届を提出してください。

※障害者総合支援法に則した運営規程を定めること。

⑯ 勤務体制の確保等

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第33条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

※県条例第34条で同様の趣旨を規定

- 勤務予定表が事業所ごとに作成されていない。
- すべての従業者(管理者、サービス提供責任者を含む)が記載された勤務予定表となっていない。
- 人員の基準(常勤換算等必要条件)が満たされているか、確認を行っていない。
- 勤務予定表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等が明記されていない。
- 他の事業所と兼務のある従業者や、法人の役員である従業者について、当該事業所での勤務時間が記録されていない。



訪問系サービスにおいて、ヘルパーごとのシフト表だけを作成している事業所がありますが、これでは、管理者が把握する項目として足りません。

勤務体制の確保のため、勤務（予定）表は、月ごとに事業所（施設）ごとに作成する必要があります。作成に当たっては、管理者を含めた当該事業に関わる従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、他の職種等との兼務関係を明確にしたものとしてください。なお、登録ヘルパー等については、確実に勤務できるものとして管理者が把握している時間を明記することが必要です。

介護保険制度による指定訪問介護等と障害者総合支援制度による居宅介護等の事業を同じ事業所で一体的に運営を行っている場合は、指定訪問介護等の勤務体制を含めた勤務（予定）表として作成しても差し支えありません。

従業者が複数の職種を兼務している場合（管理者がサービス提供責任者又はサービス管理責任者を兼務している場合を除く）、職種ごとの勤務時間を明記する必要があります。

管理者は、常に事業所（施設）の人員基準が満たされているかどうか、勤務（予定）表等により管理してください。

従業者の勤務実績時間数を把握し、人員基準を満たしているかを毎月確認してください。

勤務予定(実績)表作成例（居宅介護の場合）※人員基準を満たしているか毎月確認してください。

職種	勤務区分	氏名		1	2	3	～	31	備考 (資格等)
				月	火	水	～	水	
管理者	常勤兼務	○○ ○○	予定	A	A	A	～	A	訪問介護管理者兼務
			実績	8	8	8	～		
サービス提供責任者	常勤兼務	○○ ○○	予定	A	A	A	～	A	介護福祉士 訪問介護サ責兼務
			実績	8	8	休	～		
ヘルパー	非常勤専従	○○ ○○	予定	B	C	B	～	B	ヘルパー2級 訪問介護員兼務
			実績	4	3	4	～		
ヘルパー	非常勤(登録型)	○○ ○○	予定	2	1	2	～	2	ヘルパー2級
			実績	2	0	0	～		
(以下同様)									

※A 常勤:9:00～18:00、B 非常勤:13:00～17:00、C 非常勤:9:00～12:00

- 管理者及び従業者等の勤務条件が雇用契約書等により明確になっていない。(特に登録ヘルパー等の短時間雇用従業者の雇用契約等がない。)
- 夜勤や宿直を行う従業者等の勤務条件が就業規則や雇用契約書等により明確になっていない。



常勤・非常勤を問わず、従業者に労働条件（雇用期間、就業場所、従事する業務、勤務時間等）を書面で示すことが必要です。（労働条件通知書・雇用契約書等を作成し、交付する。）

より良いサービスの提供は、より良い労働条件の下でのみ確保されるとの考え方から、労働基準法等労働関係法令を遵守することが大切です。

実地指導等において、雇用契約等で従業者の身分保障がなされているか、あるいは、事業者（施設）の指揮命令系統が確立しているかを確認します。

また、法人代表、役員が管理者、サービス提供責任者等の常勤従業者となる場合も、就業場所、従事する業務、勤務時間等を明らかにしてください。

- 研修が計画的に実施されていない。
- 研修(内部、外部を含む)の実施記録等が保存されていない。



年間研修計画等を策定し、従業者の資質の向上のため実施し、実施後は参加者名簿、研修内容、資料等も含め、記録を残してください。

事業所として、取り組むべき研修の内容としては、従業者の技術向上のほかに、職員のモラル、感染症、事故やひやり・はっと、虐待防止、苦情対応、サービス提供記録の方法などが考えられます。研修に参加できなかった従業者や新規従業者のためなどに記録を残し、個別に対応するなどして従業者の質の向上に努めてください。

⑯ 衛生管理等

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用

第34条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

※県指定条例第35条で同様の趣旨を規定

- 従業者(常勤、非常勤)の健康診断が行われていない。また、健康診断の結果を把握し記録を残すなどの方法により、必要な管理を行っていない。



管理者は従業者（施設職員含む）の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うことが必要です。

従業者の健康管理については、労働安全衛生規則第43条及び第44条を遵守し、採用時及び年1回の健康診断の実施を徹底してください。短時間のパートタイム雇用等で事業主による健康診断の実施が義務付けられていない従業者に関しては、加入している健康保険組合が実施する健康診断等を受診した結果を提出させ記録する等、健康状態を定期的に把握するよう必要な措置を講じてください。

なお、従業者等の健康診断の結果について把握した内容は、今後の事業所及び施設に対する実地指導時において、確認しますので、従業者がいつ健康診断を受診したかを把握するための全従業者の受診日一覧表を作成するなどし、誰が未受診かがわかるよう管理してください。

- 感染症マニュアルを整備し、従業者に周知するなど感染症予防に必要な措置をとっていない。
- 事業所(施設)の設備及び備品等について、衛生的な管理が行われていない。



従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、次の事項を行うなど対策を講じることが必要です。

- ① 共用タオルの廃止、手洗い・うがいの励行など
- ② 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備える。
- ③ 感染症マニュアルを整備し、従業者に周知する。
- ④ 感染予防に関する研修を行う。(インフルエンザ、ノロウィルス、食中毒など)

⑯ 掲示

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第35条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

※県指定条例第36条で同様の趣旨を規定

- 事業所(施設)の見やすいところに重要事項の掲示がされていない。
- 従業者だけが出入りする場所に掲示している。
- 事故発生時の対応、苦情相談の窓口、苦情解決の体制及び手順が欠落している。
- 運営規程のみを掲示している。(掲示する項目として足りない項目がある。)
- 運営規程や重要事項説明書の内容と相違している。



重要事項説明書の内容（項目）を掲示してください。

掲示が無理な場合は、ファイル等に入れ受付など見やすい場所に立てかけて、誰でも閲覧ができるように工夫をお願いします。

また、掲示する位置や、文字を大きくするなど利用申込者等が見やすいよう工夫して掲示してください。苦情相談の窓口、苦情解決の体制及び手順については、基準第39条（苦情解決）においても必要な措置を講じるよう規定されています。

⑰ 秘密保持等

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第36条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

※県指定条例第37条で同様の趣旨を規定

- 従業者の秘密保持義務について、就業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記されていない。あるいは、なされていても退職後の秘密の保持が明記されていない。



従業者の秘密保持義務について、在職中と併せて当該従業者の退職後における秘密保持義務を就業規則、雇用契約書、誓約書等に明記してください。また、漏らしてはならない内容が、「利用者及び家族の情報」であることをはっきり明記してください。

- 個人情報の使用について、利用者及び家族等から文書による同意を得ていない。

- 利用者の家族等から使用同意を得る様式になっていない。

- 家族の同意欄が、家族代表となっており、複数の家族から同意を得る様式になっていない。



事業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報（家族に関するものもあり得ます。）を他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、あらかじめ文書により利用者及びその家族から（包括的な）同意を得ておくことが必要です。

同意を得る家族については、家族代表としての同意ではなく、個々の家族からの同意を得られる様式とすること。（複数の家族欄を設けること。）

⑯ 苦情解決 指定居宅介護事業者は、重度訪問介護、同行援護、行動援護は準用

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第39条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
(第3項～第7項は省略)

※県指定条例第40条で同様の趣旨を規定

- 苦情解決に関する記録様式(報告書、台帳等)が作成されていない。
- 苦情解決の内容が記録様式に記録されていない。
- 苦情の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組み」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組み」が行われていない。

point!



組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、原因の解明(分析)を行うなど再発防止のための取組みを行うこと。

また、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う必要があることから、研修を行い、併せて次の事項を行うなど積極的な取組を行ってください。

- 苦情解決の要領・マニュアル(手順)の作成(報告書等様式含む)
- 苦情受付の確立・体制の整備
- 再発防止処置(原因の解明、分析)
- 第三者委員の設置
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催

⑰ 事故発生時の対応

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第40条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

※県指定条例第41条で同様の趣旨を規定

- 事故・ひやり・はっと事例に関する記録様式(報告書、台帳等)が作成されていない。
- 事故が発生した際に、利用者の家族、市町村、都道府県等への連絡がなされていない。
- 事故・ひやり・はっとの報告が記録様式に記録されていない。
- 事故の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組み」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組み」が行われていない。
- 損害賠償保険の加入又は賠償金の積み立てを行っていない。また、法人で保険に加入しているものの、当該事業が保険の対象であるかの確認を行っていない。

point!



事故が発生した場合は、必要な措置(医療機関への搬送等)を行うとともに、事故の状況や措置した内容を、速やかに利用者の家族に報告してください。

また、市町村や岡山県へも報告が必要です。(軽微なものは除く。)

ただし、事故等の記録は、軽微なものであっても、台帳や報告書に記載してください。

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該事故の発生日、内容等を記録し、原因の解明(分析)を行うなど、事業所全体で再発防止のための取組みを行うことが必要です。

事故等の要領・マニュアル(手順)の作成(報告書等様式含む)、リスクマネジメント体制の確立(リスクの抽出等)、再発防止処置(ひやり・はっと事例を含む原因の解明、分析)、損害賠償保険の加入、サービスの評価、満足度調査、研修会の開催など。

また、再発防止の取組みについては「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)等を参考にしてください。

① 会計の区分

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第41条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

※県指定条例第42条で同様の趣旨を規定

- 指定事業所(施設)ごとに経理が区分されていない。
- 事業の会計とその他の事業の会計が区分されていない。



指定事業所（施設）ごとに経理を区分するとともに、サービス種別ごとに会計を区分することが必要です。

共通的に必要となる事務的な経費（光熱水費、事業所賃借料等）については、収入割、人員割、面積割等の按分で、支出を区分してください。

（例）障害者総合支援法の居宅介護、重度訪問介護、介護保険法の訪問介護を一体的に運営している事業所は、居宅介護、重度訪問介護、訪問介護の3つの事業ごとの収入と支出の金額がわかるようにしてください。

また、就労系事業等における生産活動にかかる収入や工賃等の支出については、事業会計とは別に区分してください。なお、その際にも、サービス種別ごとに区分が必要となります。

② 記録の整備

※重度訪問介護、同行援護、行動援護は準用

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用



第42条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

※県指定条例第43条で同様の趣旨を規定（県独自基準：情報の提供等）

3 指定居宅介護事業者は、利用者又はその家族から当該利用者に係る前項の記録の開示を求められた場合は、当該利用者の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。

- 指定事業所で必要な記録が整備されていない。
- サービス提供に関する諸記録が5年間保存されていない。

3 変更の届出（資料P55 様式添付あり）



【障害者総合支援法（抜粋）】

第46条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【障害者総合支援法施行規則（抜粋）】

第34条の23第1項第一号（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護）

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ④ 事業所の平面図
- ⑤ 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ⑥ 運営規程
- ⑦ 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項（単位数が増えるものは前月の15日まで）
- ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所

- 管理者、サービス提供責任者、平面図又は運営規程が変更されているが、変更届が提出されていない。
- 特定事業所加算の区分に変更が生じているが、届出を行っていない。
- 加算等の要件を満たせなくなったが、届出を行っていない。



～障害者の移動を支援する福祉サービス事業体系～（資料 P54 参照）

- ・移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、同行援護、行動援護、重度訪問介護、居宅介護（うち通院等介助、通院等乗降介助）といった「個別給費（義務的経費）」でサービスを提供（マンツーマンでの対応）。
- ・その他、利用者の個々のニーズや状況に応じた柔軟な支援 や 複数の者に対する移動の同時支援（グループ支援） などを行うため、市町村を実施主体とする「地域生活支援事業（裁量的経費）」（移動支援事業）としてサービスを提供（マンツーマン、複数の者、いずれの対応もあり得る）。
- ・個別給付については、障害者の社会参加の促進、地域での障害者の自立した生活を支える上で重要であるが、これらの制度の趣旨や人員・財源の制約などから、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」 は対象外としている。

- 道路運送法上の許可等を得ていないにもかかわらず、ヘルパーが運転する車を利用してサービス提供を行っている。

【通院等介助を行うに当たっての留意事項】

- ・ヘルパーが運転する車を利用して通院等介助を行う場合には、居宅介護事業所を運営する法人が、道路運送法第4条の一般乗用旅客自動車運送事業の許可、同法第43条の特定旅客自動車運送事業の許可又は同法第79条の福祉有償運送業の届出を行っていることが必要です。
- ・これらの許可等を得ていない違法な移送は、例えヘルパーが運転する車を利用して通院等介助を行ったとしても、通院等介助（身体介護を伴う場合・身体介護を伴わない場合）及び通院等乗降介助を算定することはできません。
- ・一人のヘルパーが運転して、もう一人のヘルパーが通院等介助を行うことも違法となります。また、運転中の時間を除いたとしても報酬等を算定することはできません。

※通院等介助・通院等乗降介助で、従業者（ヘルパー）の運転する車を利用する場合は、道路運送法の許可等を得て、その許可等条件を遵守して、違法に行うことが必要です。

- 居宅介護の通院等介助を利用しての移動先が、報酬告示に記載の利用目的以外の場所であった。

【通院等介助の利用目的について】

- ① 病院への通院等を行う場合
- ② 官公署（相談支援事業所を含む。）への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。）
- ③ 相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合

※通院等介助（身体介護を伴う場合・身体介護を伴わない場合）及び通院等乗降介助の利用目的は、上記①②③であること。

5 介護給付費の算定について

○サービス提供時の報酬の算定 (赤本P3参照)

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスを提供了際の報酬の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)平成25年3月29日厚生労働省告示第103号改正」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)」を乗じて得た額となる。
- 具体的には、単位数に10円を乗じて得た額(基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護、基準該当行動援護については8.5円を乗じて得た額)にサービス提供事業所が所在する地域区分に応じた割合を乗じて得た額、療養介護については、単位数に10円を乗じて得た額となる。
- 地域区分については、平成27年4月1日時点で、岡山市が「6級地」、それ以外は「その他」となつた。

「6級地」の単価(厚生労働大臣が定める一単位の単価)

共同生活援助:1000分の1024

施設入所支援:1000分の1020

就労継続支援A型・B型:1000分の1017

上記以外:1000分の1018 ※療養介護は1000分の1000

※「その他」はすべて1000分の1000

1

○加算の算定期 (赤本P5の1(4)参照)

- 届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、

届出が「毎月15日以前」になされた場合には「翌月」から、

「16日以降」になされた場合には「翌々月」から、

算定を開始するものとなる。

※平成19年10月からインターネット請求に変わったことに伴い、県においては、各事業所の加算情報を国保連合会へ報告することとなっており、県の事業者台帳と事業者の請求情報、市町村の受給者台帳の整合が行われるので、届出については厳重に行うようお願いしたい。

2

○事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の取扱い（赤本P5の4参照）

- 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善が見られない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処することになる。
- また、改善が見られた場合においても、要件に合致するに至るまでは、当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずることとなる。

※請求における計算ミス等単純なものについては、過誤請求の手続となるため、あらかじめ市町村へ過誤申立ての連絡をした上で手続を行うこと。

3

○加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い（赤本P5の5参照）

- 指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出ること。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日（居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該加算について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処することとなる。

○利用者に対する利用料の過払い分の返還（赤本P5の6参照）

- 不正利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。

4

○算定上における端数処理について（赤本P6の1(1)参照）

■ 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行う。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算となる。

※サービスコードについては、加算等を加えて一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

（例）居宅介護（身体介護1時間以上1時間30分未満で564単位）

- ・基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70% *H27単価

$$564 \times 0.70 = 349.8 \rightarrow 395\text{単位}$$

- ・基礎研修課程修了者で深夜の場合

$$395 \times 1.5 = 592.5 \rightarrow 593\text{単位}$$

※ $564 \times 0.70 \times 1.5 = 592.2$ として四捨五入するのではない。

■ 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については、「切り捨て」とする。

（例）前記の事例で、このサービスを月に4回提供した場合（地域区分は1級地）

- ・593単位×4回=2,372単位

$$2,372\text{単位} \times 11.08\text{円/単位} = 26,281.76\text{円} \rightarrow 26,281\text{円}$$

5

○障害福祉サービス種類相互の算定関係について

（赤本P6の1(2)参照）

■ 介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「日中活動サービス」という。）
を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護（家事援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。

6

○居宅介護

(赤本P16参照)

ア サービスの内容(法第5条第2項)

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

イ 対象者

障害支援区分が区分1以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者

ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者

- ① 障害支援区分が区分2以上に該当していること。
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(1)から(5)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。
 - (1)「歩行」「全面的な支援が必要」
 - (2)「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (3)「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (4)「排尿」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (5)「排便」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

7

○居宅介護の所要時間①

(赤本P21参照)

◆ 1日に居宅介護を複数回算定する場合は、概ね2時間以上の間隔を空けなければならない。

身体介護⇒家事援助⇒身体介護と連続して算定することは、別のサービスと組み合わせて高い単価を複数回算定することとなり、単価設定の趣旨と異なる不適切な運用である。この場合、前後の身体介護を1回として算定する。

【別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満もあり得る。】

身体の状況等により短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合は算定できる。

◆ 1人の利用者に対して複数のヘルパーが交代して居宅介護を行った場合、1回の居宅介護として算定する。

◆ 「所要時間30分未満の場合」の所要時間は20分程度とする(夜間、深夜、早朝の時間帯を除く。)。

所要時間には介護の準備に要した時間等は含まない。

8

○居宅介護の所要時間②

(赤本P21、P26の注4参照)

◆ 指定居宅介護等を行った場合に、**現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定**する。

◆ 居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に居宅介護計画の見直しを行う必要がある。

○支給量の記載例

※受給者証の記載内容を確認すること。

居宅介護 (①居宅における身体介護中心、②通院等介助(身体介護を伴う場合)中心、
③家事援助中心、④通院等介助(身体介護を伴わない場合)中心)

・・・〇〇時間30分/月 (1回当たり〇時間まで)

※ 市町村は、1回当たりの標準利用可能時間数（身体介護3時間まで、家事援助
1.5時間まで）を超える承認をする場合、しない場合を含め、1回当たりの利用可能
時間数を記載する。家事援助において、最初の30分以降は15分を単位とする。

居宅介護 (⑤通院等乗降介助中心) ・・・〇〇回/月

○身体介護

◆ **身体介護のサービス内容** (赤本P26の注5参照)

居宅における身体介護は、具体的には入浴、排泄、食事等の介護をいう。

9

○家事援助 (赤本P26の注3、P27参照)

◆ **家事援助のサービス内容**

調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生じる利用者に対して行われるものを使う。

利用者に対して行われるものであるため、同居家族への家の援助はできない。
(たとえば、掃除であれば本人の居室のみが範囲となり、洗濯や調理についても本人の分のみが対象となる。)

◆ 「家事援助中心型」の単位を算定する場合

- ① 単身の世帯に属する利用者(**一人暮らし**) 又は
- ② **家族等と同居している利用者であって、当該家族等が障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるもの**

上記①②の場合に「家事援助中心型」を算定することができるが、これは、家族等の障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合を含むものであること。なお、具体的な運用については、一律の基準で判断を行うものではなく、個々の事情に応じ、市町村等の判断によるべきものであること。

10

***居宅介護（家事援助）の適正な実施について (P39参照)**

○通院等介助（通院等乗降介助）（赤本P22注2、P25参照）

■ 通院等介助（通院等乗降介助）

居宅介護対象者に係る病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助を提供すること。

※ 「通院等」の範囲（次の①②③のみ）※利用目的は限定！

① 病院等に通院する場合

② 官公署・指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合

③ 指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合

Check!!

☆ 通院等介助の取扱いについては、関係通知を参照のこと。

◇ 平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて（赤本P795参照）

（平成20年4月25日 障障発第0425001号 厚生労働省社会・援護局障害福祉課長通知）

11

○通院等乗降介助①（赤本P32注9参照）

◆ 通院等乗降介助のサービス内容

通院等乗降介助とは、ヘルパーが、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を行うサービス。時間数ではなく回数での算定となる（片道1回）。

◆ 介護輸送に係る法的取扱いについて

（平成18年9月 国土交通省自動車交通局旅客課・厚生労働省老健局振興課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知 抜粋）

1. 訪問介護について

- ① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条又は第43条の事業許可（一般又は特定）によることを原則とする。
- ② NPO法人その他道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第48条に定める法人等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第79条に基づく登録を受けることができる。
- ③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合については、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。
- ④ 訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めるとして、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。

※なお、障害者（児）福祉サービスに係る自家用自動車を使用した有償旅客運送についても、上記①～④の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

12

○通院等乗降介助②

◆ 留意点(つづき) (赤本P33参照)

- ① **道路運送法など他の法令等に抵触しないこと。** なお、運転時間中は算定対象ではなく、**移送に係る経費(運賃)は評価しない。**
- ② 片道につき所定単位数を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。
- ③ 複数の利用者に「通院等乗降介助」を行った場合であって、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービスの観点から移送時間を極小化すること。
- ④ サービス行為について、「自らの運転する車両への乗降の介助」、「乗降前後の屋内外での移動等の介助」、「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を行わない場合は、算定対象とならない。

例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、移動時、転倒しないよう側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、**乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。**

- ⑤ 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗降の介助」、「乗降前後の屋内外での移動等の介助」「通院先での受診等手続、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むもので、それぞれの行為によって細かく区分して「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。

例えば、通院等に伴い関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先等での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるため、「通院等介助」は別には算定できない。

13

○通院等乗降介助③

◆ 留意点(つづき) (赤本P33参照)

なお、同一の事業所において、1人の利用者に対して複数のヘルパーが交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、1回の派遣とし、ヘルパーごとに細かく区分して算定できない。

- ⑥ 「通院等乗降介助」を算定するに当たっては、生活全般の解決すべき課題に対応したサービス内容の一つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要がある。

◆ 「通院等乗降介助」と「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の区分

(赤本P29参照)

「通院等乗降介助」の前後に連続して、**20分～30分程度以上**を要しきつ**手間のかかるの身体介護**を行う場合、所要時間に応じた**「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定できる。**この場合、「通院等乗降介助」は算定できない。

例：(乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。

◆ 「通院等乗降介助」と「身体介護中心型」の区分 (赤本P27参照)

「通院等乗降介助」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を行う前後において、**外出に直接関連しない身体介護に30分～1時間以上**を要しきつ**身体介護**が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた**「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。**

この場合には、「通院等乗降介助」、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」は算定できない。なお、この取扱いは、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の対象者には適用しない。

14

○ヘルパー種別による報酬算定の扱い①

◆身体介護中心型（赤本P26の注5、P27参照）

- ① 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」
- ② 基礎研修課程修了者等 → 「所定単位数の100分の70に相当する単位数」
- ③ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 → 重度訪問介護サービス費の所定単位数等

◆通院等介助（身体介護を伴う場合）（赤本P28の注6、P31参照）

- ① 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」
- ② 基礎研修課程修了者等及び旧外出介護研修者 → 「所定単位数の100分の70に相当する単位数」
- ③ 身体介護中心型と同じ

◆家事援助中心型（赤本P30の注7、P31参照）

- ① 初任者研修課程修了者等 → 「所定単位数」
- ② 基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護研修修了者 → 「所定単位数の100分の90に相当する単位数」 …など

◆サービス区分及び居宅介護等従業者の資格要件ごとに所定単位数の取扱いが異なること、また、所定単位数を算定できない場合もあるため要注意。

15

※指定居宅介護等事業の従業者の資格要件等について（P53参照）

○ヘルパー種別による報酬算定の扱い②

◆居宅介護計画で派遣予定のヘルパーの種別とは異なる種別のヘルパーにより居宅介護が行われた場合の取扱い（赤本P29・P31参照）

①「身体介護中心型」又は「通院等介助（身体介護を伴う場合）」

- ア 計画上初任者研修課程修了者等の派遣予定から事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 ⇒ 実際に派遣された従業者の資格に応じた単位数により算定
- イ 計画上基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者の派遣予定から事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合
 - (i) 初任者課程修了者等が派遣される場合
⇒ 当初計画の従業者の資格に応じた単位数により算定
 - (ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合
⇒ 実際に派遣された従業者の資格に応じた単位数により算定
- ウ 計画上重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援経験を有する者の派遣予定から、事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合
⇒ 当初計画の従業者の資格に応じた単位数により算定

②「家事援助中心型」、「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」又は「通院等乗降介助」

- ア 計画上初任者課程修了者等の派遣予定から事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合 ⇒ 実際に派遣された従業者の資格に応じた単位数により算定
- イ 計画上基礎研修課程修了者等（重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者）の派遣予定から、事情によりそれ以外のヘルパーが派遣される場合
⇒ 当初計画の従業者の資格に応じた単位数により算定

16

○2人の居宅介護従業者による介護（赤本P34の注10参照）

◆ 受給者証の確認

市町村は、支給決定時においてヘルパーの2人派遣が必要であることについて承認した上、受給者証に「2人介護可」と記載する。

⇒ 事業者においては、受給者証の記載内容を確認した上で実施すること。

◆ 報酬算定の要件

2人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行うことについて 利用者の同意を得ている場合であって、次の①から③までのいずれかに該当する場合とする。

- ① 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他障害者等の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

例：「体重が重い利用者に入浴介助等の重介護をする場合」

「エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合」等

(注) 単に安全確保のために2人ヘルパーでサービスを行った場合は、利用者側の希望により同意を得て行った場合を除き、適用しない。

17

○早朝、夜間、深夜等の居宅介護の取扱い（赤本P34の注11参照）

◆ 夜間早朝・深夜加算

- ・ 夜間（午後6時から午後10時まで）は、所定単位数に25%加算
- ・ 早朝（午前6時から午前8時まで）は、" 25%加算
- ・ 深夜（午後10時から午前6時まで）は、" 50%加算

◆ 原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定するが、基準額の最小単位（最初の30分とする。）までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定する（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定）。

◆ 基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合

⇒ 当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定する（当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定）。

◆ 「通院等乗降介助」については、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定する（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間（運転時間を除く。）が15分未満である場合、多くの時間（運転時間を除く。）を占める時間帯の算定基準により算定する）

18

◆ 土日祝日等を想定した加算はない。

○利用者負担上限額管理加算①

◆ 利用者負担上限管理者は以下の順序により決定

※①②は、支給決定障害者の依頼に基づくことなく、上限管理者となる。

①居住系サービス利用者

指定療養介護事業所、指定障害者支援施設、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び精神障害者退院支援施設利用者に限る。)、指定就労移行支援事業所(精神障害者退院支援施設利用者に限る。)又は指定共同生活援助事業所(体験利用の場合を除く)が上限額管理を行う。

②計画相談支援給付費支給対象者のうち継続サービス利用支援における厚生労働省令で定める期間が「毎月ごと」である者(①に該当する者を除く)

指定特定相談支援事業所が上限額管理を行う。なお、当該者以外の者については、指定特定相談事業者は上限管理を行わないこととする。

③日中活動系サービス利用者(①②に該当する者を除く)

指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所が上限額管理を行う。
当該区分において当該上限額管理対象者にサービスを提供する事業所が複数存在する場合は、原則として契約日数の多い事業所とする。

④訪問系サービス利用者(①から③に該当する者を除く)

指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所、指定行動援護事業所又は指定重度障害者等包括支援事業所が上限額管理を行う。当該区分において当該上限額管理対象者にサービスを提供する事業所が複数存在する場合は、以下の優先順位で上限額管理者となるものとするが、最も高い順位に複数の事業所が存在する場合は、原則として当該支給決定障害者等との契約時間数が多い事業所とする。

ア対象者に同一事業所番号で複数の訪問系サービスを提供する指定事業所

イ指定重度訪問介護事業所、ウ指定居宅介護事業所、エ指定同行援護事業所、オ指定行動援護事業所

⑤短期入所サービス利用者(①から④に該当する者を除く)

複数の短期入所事業所を利用している場合にあっては、当該月において当該上限額管理対象者に原則として最後に指定短期入所サービスを提供した事業所が上限額管理を行う。

19

○利用者負担上限額管理加算②

◆ 利用者負担上限管理者は以下の順序により決定。(つづき)

⑥共同生活援助サービスの体験利用者

複数の共同生活援助事業所を体験利用している場合にあっては、当該月において当該上限額管理対象者に原則として最後に指定共同生活援助サービスを提供した事業所が上限額管理を行う。

- ※ 基準該当事業所は、運用により上限額管理を行った場合でも、加算を算定することはできない。
- ※ 月途中における施設や共同生活援助を行う共同生活住居への入退所(居)など、月途中で上限額管理者となる者が変わる場合は、原則として、月末時点において上限額管理者となる者が上限額管理を行うものとする。ただし、月後半に施設を退所した場合など、異動の時点や態様によっては、異動前の上限額管理者が当該月の上限額管理を行った方が事務処理上円滑な場合も想定されるため、そのような場合は、異動前の上限額管理者が上限額管理を行うこととして差し支えない(この場合の依頼変更届は翌月からの変更として届出を行う。)。
- ※ 療養介護の利用者についても、基本的には一の事業所からサービス提供を受けるため、上限額管理を要するのは、月の中途中にサービスの利用を開始又は終了した場合で、当該月において他の障害福祉サービス(事業所番号が異なる事業所から提供されるものに限る。)を利用したとき、月の中途中に利用施設を変えたとき、又は一時帰宅中に居宅介護等を利用した場合に限られる。
- ※ 指定一般相談支援事業所は、上限額管理を行わない(地域相談支援のみの利用者については、利用者負担がないことから、上限額管理業務は発生しない。)。

◆ 加算算定の可否 150単位／月 (赤本P46の3参照)

① 上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月

→ 上限額に達しているか否かにかかわらず、「算定不可」

② 上限額管理事業所及び他事業所を利用した月

→ 上限額に達しているか否かにかかわらず、「算定可」

③ 上限額管理事業所の利用がなく、他の事業所のみを利用した月

→ 上限額に達しているか否かにかかわらず、「算定可」

20

○各種加算（居宅介護）

○特定事業所加算（赤本P36の注12参照）

良質な人材確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算。

- 特定事業所加算（I）** …… 所定単位数の**20%**を加算
" (II) …… 所定単位数の**10%**を加算
" (III) …… 所定単位数の**10%**を加算
" (IV) …… 所定単位数の**5%**を加算

※体制要件、人材要件（居宅介護従業者要件、サービス提供責任者要件）、重度障害者対応要件がある。※算定期間等の詳細は、次頁を参照すること。

○緊急時対応加算 100単位／回（1月につき2回を限度）（赤本P44の注14参照）

利用者等の要請に基づき、居宅介護計画の変更を行い、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護を、要請を受けてからを24時間以内に行った場合に加算。

※要請のあった時間、要請の内容、提供時刻及び当該加算の算定期間である旨記録すること。

○初回加算 200単位／月（赤本P44の2参照）

新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回又は初回月に、サービス提供責任者がサービスを提供した場合や同行※した場合、加算。

※サービス提供責任者が同行訪問した旨を記録すること。

○喫煙吸引等支援体制加算 100単位／日（赤本P46の4参照）

特定事業所加算（I）を算定期間していない事業所において、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喫煙吸引等を行った場合に加算。

21

○各種加算（居宅介護）

○福祉専門職員等連携加算 564単位／回（赤本P46の4の2参照）

サービス提供責任者が、社会福祉士等に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉等と連携し、当該計画に基づく居宅介護を行ったときは、初回サービスから90日間、3回を限度として加算。

○福祉・介護職員処遇改善加算 ※新「加算Ⅰ」の創設は共通編（赤本P48の5参照）

区分	加算率	要件
福祉・介護職員処遇改善加算（I） →「新加算（II）」	所定単位の22.1%を加算	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」の全て及び「職場環境等要件」を満たす場合
福祉・介護職員処遇改善加算（II） →「新加算（III）」	所定単位の12.3%を加算	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」のいずれか及び「職場環境等要件」を満たす場合
福祉・介護職員処遇改善加算（III） →「新加算（IV）」	「福祉・介護職員処遇改善加算（I）」の90/100を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（II）の算定期間のうち「キャリアパス要件」または「職場環境等要件」のいずれかを満たす場合
福祉・介護職員処遇改善加算（IV） →「新加算（V）」	「福祉・介護職員処遇改善加算（I）」の80/100を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（II）の算定期間のうち「キャリアパス要件」及び「職場環境等要件」のいずれも満たさない場合

○福祉・介護職員処遇改善特別加算（赤本P52の6参照）

福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること（「キャリアパス要件」及び「定量的要件」は問わない） 所定単位の4.1%を加算

22

特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)・(Ⅳ)

	基 準	I	II	III	IV
(1)	当該指定居宅介護事業所等のすべての居宅介護従業者(登録型の居宅介護従業者(あらかじめ指定居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。	○	○	○	
(2)	次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。 (一)利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 (二)指定居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。	○	○	○	○
(3)	当該指定居宅介護事業所のすべての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。	○	○	○	○
(4)	指定障害福祉サービス基準第31条第6号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。	○	○	○	○
(5)	当該指定居宅介護事業所の新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。	○	○	○	○
(6)	当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。	○	△		
(7)	当該指定居宅介護事業所のすべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。	○			
(8)	指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。	○			
(9)	前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること。	○	○		
(10)	全てのサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。				○
(11)	指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により2人以下のサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を1名以上配置していること。				○
(12)	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。				○

●特別地域加算（赤本P42の注13参照）※受給者証の記載内容を確認すること。

- 別に厚生労働大臣が定める地域※に「居住」している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)

次の各号のいずれかに該当する地域とする。

- 一 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設との総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地
- 五 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法に規定する離島

※特別地域加算対象地域一覧表（P48参照）

介護保険制度においては、別に厚生労働大臣が定める地域に「所在」する事業所がサービス提供を行った場合に加算されるものであり、算定要件が障害者総合支援法と異なるため、注意が必要。（その他地域等も相違があります。）

○重度訪問介護

(赤本P56参照)

ア サービスの内容(法第5条第3項)

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

イ 対象者(次のいずれかに該当する者)

- 1 障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者
 - ① 二肢以上に麻痺等があること
 - ② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること
- 2 障害支援区分が区分4以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者
※ ただし、平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者に係る緩和要件あり

ウ 重度訪問介護サービス費の加算対象者(加算率)

- ・重度障害者等包括支援の対象となる者 100分の15(赤本P68の注5参照)
- ・区分6に該当する者 100分の8.5(赤本P68の注6参照)
※報酬加算対象者の確認(受給者証)・・・8.5%加算(障害支援区分6該当者加算)等

25

○重度訪問介護サービス費の算定について①

(赤本P61参照)

- ◆ **重度訪問介護にかかる報酬は**、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が30分単位で決定されること、また、**報酬が1日分の所要時間を通算して算定される**ことを踏まえ、決定時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。
- ◆ 重度訪問介護は、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすることとされているが、利用者のキャンセル等により、1事業者における1日の利用が3時間未満である場合についての報酬請求は3時間未満でも可能である。なお、「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時間は概ね40分以上とする。

◆ 重度訪問介護と居宅介護の併給関係(赤本P63参照)

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものに対して、身体介護、家事援助、コミュニケーション支援等の支援及び外出時における移動中の介護が、比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいう。

同一の事業者が重度訪問介護に加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできない。ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。

- ◆ 受給者証には、移動介護の支給量は重度訪問介護の内数で記載
支給量の記載例) 重度訪問介護:〇〇時間30分(うち移動介護〇〇時間30分)/月

26

○重度訪問介護サービス費の算定について②

(赤本P61参照)

- ◆ 同一箇所に長時間滞在しサービスを行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案し**8時間を区切りに単価設定**している。8時間を超えるサービスを行う場合は、事業所の管理コストが過減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定する。したがって、**同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合は、1日分の所要時間を通算して算定する。**

この場合の1日とは、0時から24時までを指し、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定する。また、1日の範囲内に複数の事業者が重度訪問介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。

例：1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う場合

⇒ 通算時間：7時間30分+7時間30分=15時間

算定単位：「所要時間12時間以上16時間未満の場合」

- ◆ 1回のサービスが午前0時をまたいで2日にわたり提供される場合、午前0時が属する30分の範囲内における午前0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定する。

例：22時45分から6時45分までの8時間の連続するサービス

⇒ 22時45分から0時15分までの時間帯：1日目分の1時間30分として算定

0時15分から6時45分までの時間帯：2日目分の6時間30分として算定

- ◆ **通勤・営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出は認められない。(赤本P62注1参照)**

※「通年かつ長期にわたる」に該当するか否かは市町村判断。

27

○早朝、夜間、深夜等の重度訪問介護の取扱い

◆ 夜間早朝・深夜加算

(赤本P68の注8参照)

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）は、所定単位数に**25%加算**
- ・早朝（午前6時から午前8時まで）は、" " **25%加算**
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）は、" " **50%加算**

- ◆ 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについては、原則として、**実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定**されるものであること。

- ◆ 基準額の最小単位(最初の1時間とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が30分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)

- ◆ 基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。)

28

○移動介護加算の取扱い (赤本P75、P76の2の注1参照)

- ◆ 外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算。

外出時における移動中の介護を行う場合には、外出の準備、移動中及び移動先における追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行うこととしているが、これらの業務は、外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも大きく変わらないことから、4時間以上実施される場合は一律の評価とされている。このため、1日に、移動介護が4時間以上実施される場合は、「所要時間3時間以上の場合」の単位を適用する。

- ◆ 同一の事業者が、1日に複数回の移動介護を行う場合は、1日分の所要時間を通算して算定する。また、1日に複数の事業者が移動介護を行う場合は、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。

○特に重度の障害者に対する加算の取扱い

(赤本P69参照)

- ◆ 重度訪問介護従業者養成研修を修了した者が、加算対象となる重度障害者(著しく重度の者・区分6)に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従事者養成研修追加課程又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程を修了している場合についてのみ所定単位数(15%加算・8.5%加算)が算定できるものとする。

29

○2人のヘルパーにより行った場合 (赤本P68の注7参照)

特別地域加算 (赤本P74の注10参照)

緊急時対応加算 (赤本P74の注11参照)

初回加算 (赤本P76の3参照)

利用者負担上限額管理加算 (赤本P76の4参照)

喀痰吸引等支援体制加算 (赤本P76の5参照)

福祉・介護職員待遇改善加算 (赤本P76の6参照)

福祉・介護職員待遇改善特別加算 (赤本P76の7参照)

- ◆ 居宅介護の取扱いを準用する。

○特定事業所加算 (赤本P68の注9参照)

- ◆ 居宅介護とほぼ同様。ただし、加算(IV)はない。

○行動障害支援連携加算 (赤本P76の5の2参照)

- ◆ サービス提供責任者が支援計画シート及び支援手順書の作成者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該計画に基づくサービスを行ったときは、初回サービスが行われた日から起算して30日の間、1回を限度として加算。

30

○同行援護

(赤本P80参照)

ア サービスの内容(法第5条第4項)

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行う。

イ 対象者

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、同行援護アセスメント調査票において、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上あり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。

なお、身体介護を伴わない場合は障害支援区分の認定を必要としないが、身体介護を伴う場合を算定するには、下記のいずれにも該当する者。

- (1) 区分2以上に該当していること
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること
「歩行」：「全面的な支援が必要」
「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は
「全面的な支援が必要」
「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は
「全面的な支援が必要」
「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

31

○同行援護の所要時間について (赤本P85参照)

◆ 1日に同行援護を複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。居宅介護等の別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得るが、短時間のサービスを組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは適当ではないことから、**同行援護の利用の間隔が2時間未満の場合は、前後の同行援護を1回として算定する**。なお、身体の状況等により、やむを得ず短時間の間隔で短時間のサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。

○2人のヘルパーによる介助 (赤本P94の注5参照)

◆ 居宅介護の取扱いを準用する。

例：「体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場合」

「エレベーターのない建物の2階以上の居室等から歩行困難な利用者を移動や外出させる場合」等

注) 単に安全確保のために2人ヘルパーでサービスを行った場合は、利用者側の希望により同意を得て行った場合を除き、適用しない。

ヘルパーの1人が減算対象ヘルパーである場合の取扱い (赤本P95参照)

派遣された2人分をそれぞれ、①減算対象ヘルパーは、減算対象ヘルパーが派遣される場合の単位数を、②それ以外のヘルパーは所定単位数を、それぞれ別に算定すること。

32

○夜間早朝・深夜加算（赤本P94の注6参照）

特定事業所加算（赤本P94の注7参照）

特別地域加算（赤本P100の注8参照）

緊急時対応加算（赤本P100の注9参照）

初回加算（赤本P102の2参照）

利用者負担上限額管理加算（赤本P102の3参照）

喀痰吸引等支援体制加算（赤本P102の4参照）

福祉・介護職員処遇改善加算（赤本P102の5参照）

福祉・介護職員処遇改善特別加算（赤本P104の6参照）

- ◆ 居宅介護の取扱いを準用する。

○その他

- ◆ 同行援護についても、「通勤」、「営業活動等の経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」及び「社会通念上適当でない外出」は認められない。（赤本P62重度訪問介護参照）

33

○行動援護

（赤本P107参照）

ア サービスの内容(法第5条第5項)

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

イ 対象者

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者。

児童の場合、行動援護の申請があった場合、12項目の調査等を行い、障害者の場合と同様、10点以上が対象となる。(てんかん発作について医師意見書は不要)

34

○行動援護サービス費の算定について

(赤本P111参照)

- ◆ 行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲内にとどまると思定されるが、8時間以上実施されるような場合は、「7時間30分以上の場合」の単位を適用する。
- ◆ 行動援護は、主として日中に行われる外出中心のサービスであることから、**早朝・夜間・深夜の加算は算定されない。**

○2人のヘルパーによる介助 (赤本P114の注4参照)

特定事業所加算 (赤本P114の注6参照)

特別地域加算 (赤本P120の注7参照)

緊急時対応加算 (赤本P120の注8参照)

初回加算 (赤本P122の2参照)

利用者負担上限額管理加算 (赤本P122の3参照)

喀痰吸引等支援体制加算 (赤本P122の4参照)

福祉・介護職員待遇改善加算 (赤本P122の5参照)

福祉・介護職員待遇改善特別加算 (赤本P124の6参照)

- ◆ 居宅介護の取扱いを準用する。

35

○行動障害支援指導連携加算 (赤本P122の4の2参照)

支援計画シート等の作成者が、重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同で行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成するまでの必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月につき、1回を限度として加算。

○支援計画シート等未作成減算 (赤本P112の注2の2参照)

「支援計画シート」等が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算
ただし、平成30年3月31日まで経過措置を設ける。

○その他

- ◆ **行動援護は、1日1回しか算定できない。 (赤本P114の注5参照)**

- ◆ **行動援護についても、「通勤」、「営業活動等の経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」及び「社会通念上適当でない外出」は認められない。 (赤本P62重度訪問介護参照)**

36

障 障 発 0310 第 1 号
平 成 28 年 3 月 10 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

居宅介護（家事援助）の適切な実施について

居宅介護（家事援助）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）において、単身の利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病、就労等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者が利用できることとされている。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、サービス等利用計画の作成に当たり、相談支援事業所は、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置付けることにより、総合的な計画となるよう努めるとともに、サービス等利用計画作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整を継続的に行う（モニタリング）こと等により、居宅介護（家事援助）の適切な運用に努めることとされている。

こうしたことを踏まえ、平成 27 年度予算執行調査等において、居宅介護（家事援助）の利用については、「家族等同居人の状況については、自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」等の指摘を受けた。

については、居宅介護（家事援助）の適切な運用に資するため、下記のとおり留意事項をまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係機関等への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 居宅介護（家事援助）の利用実態等について

平成 27 年度予算執行調査において、居宅介護（家事援助）の利用については、

① 同居人の有無では、全体的に同居人無の方が利用時間が多くなっているが、さらに障害種別や障害支援区分別で分析を行うと、精神障害者の区分 1～3 については、同居人有の者の利用時間が多くなっており、この点について、支援区分の低い精神障害者の状態像を含め、その要因分析を行い、支給内容が適正かどうか確認する必要があるのではないか。

② サービス利用者に同居人がいる場合、当該同居人について家事を行うことが困難かどうか調査し、支給の要否を判断する必要があるが、障害者本人からの聞き取りのみ等、同居人の状態を直接同居人に確認していない場合や、支給決定後において、同居人の状況の変化の有無を確認していない場合等、自治体が同居人の状況についても必ずしも十分に把握していないと考えられる例が散見された。

等の調査結果を踏まえ、「家族等同居人の状況については、支給決定後も含め、自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」等と指摘されたところ。

また、社会保障審議会障害者部会において、「居宅介護については、実質的に相談目的で利用されている事例がある」との指摘も受けている。

2 居宅介護（家事援助）の適切な運用に向けた留意事項について

上記を踏まえ、以下のとおり市町村、相談支援事業所及び居宅介護事業所における留意事項をまとめたので、内容を御了知の上、居宅介護（家事援助）の適切な運用に努めていただきたい。

（1）市町村における留意事項について

居宅介護（家事援助）は、単身の利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病、就労等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者が利用できることとなっている。

しかしながら、支給決定時から同居している家族等の状況に変化が生じていたり、個人の状態像や置かれている環境等に比して必要以上に長時間（1回あたり概ね1時間以上）利用されている場合もある。

そのような状況を踏まえ、市町村は、

① 相談支援事業所から支給決定に係るサービス等利用計画案が提出された際に、同居人の有無等の状況を確認するとともに、特に、障害支援区分の低い利用者（障害支援区分 1 又は 2）の居宅介護（家事援助）における生活等に関する相談を目的とした長時間（1回あたり概ね1時間以上）利用の場合にあっては、原則として支給決定を行わないこととするが、サービスの具体的な理由や必要性等について、利用者等から丁寧に確認し判断すること。

② 定期的に居宅介護事業所や相談支援事業所から利用状況について確認を行う。等を行うことにより、適切にサービスの支給決定を行うこと。

（2）相談支援事業所における留意事項について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発第

0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「相談指定基準解釈通知」という。）第二 2 (11) ⑤において、「サービス等利用計画の作成又は変更に当たっては、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない」としていることを踏まえ、サービス等利用計画案作成時に、例えば、生活等に関する相談を目的として長時間（1回あたり概ね 1 時間以上）の居宅介護（家事援助）の利用を希望する場合は、居宅介護（家事援助）によらず、市町村で実施する相談支援による対応等を求めるなど、適切に作成すること。

また、相談指定基準解釈通知第二 2 (11) ⑯において、「相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整を継続的に行うこと」としていることを踏まえ、モニタリング時に居宅に訪問した際に、家族等の同居人の状況や、サービスの具体的な利用状況等を確認した上で、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行う等適切にサービス利用を行うこと。

（3）居宅介護事業所における留意事項について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第三 3 (4) 及び 4 (5) において、「指定居宅介護事業者は、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこと」としていることを踏まえ、サービス担当者会議等において、例えば、長時間（1回あたり概ね 1 時間以上）の居宅介護（家事援助）を利用している場合は、出席者から代替サービスの有無等について助言を求めるなど、適切なサービス提供を行うこと。

障障発 0628 第 1 号
平成 28 年 6 月 28 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて

同行援護、行動援護及び重度訪問介護（以下「同行援護等」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）において、利用者の外出時における移動の援護等を提供するものとされている。

医療機関に入院した障害者等が、外出及び外泊時において同行援護等を利用するこ^トについては下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏がないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

同行援護等の対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護等を利用することができます。

入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いに関するQ & A

Q 1 本通知を発出された経緯如何。

A 1 医療機関に入院中の障害者が同行援護等の移動支援サービスを利用することについては、これまで取り扱いを明確にしていなかったところ、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」(平成27年12月14日社会保障審議会障害者部会報告書)において、「医療機関に入院中の外出・外泊に伴う移動支援については、障害福祉サービス（同行援護、行動援護、重度訪問介護）が利用できることを明確化すべきである。」とされたことを受け、「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」(平成28年6月28日障障発0628第1号。以下「通知」という。)を発出したところである。

Q 2 居宅介護における通院介助や通院等乗降介助は本通知の対象外か。

A 2 お見込みのとおり。

Q 3 長期入院をしている者など、これまで障害福祉サービスを利用されてこなかった者が、入院中の外出のみを目的として同行援護等を利用することも可能と考えてよいか。

A 3 お見込みのとおり。

Q 4 入院中の同行援護等の利用について、報酬を算定する上での始点・終点はどこになるのか。

A 4 医療機関から外出する場合であれば、同行援護等を利用する障害者について、医療機関において看護師等から引き継いで同行援護等を開始するときが始点となり、医療機関において看護師等に引き継いだ時点が終点となる。

外泊する場合であれば、同行援護等を利用する障害者について、医療機関において看護師等から引き継いで同行援護等を開始するときが始点となり、外泊先が終点となる。なお、外泊先から外出する場合に同行援護等を利用することも可能である。

Q 5 利用に当たって、医療機関との調整は必要か。

A 5 市町村や事業所が医療機関と利用に当たっての適否について調整をする必要はない。ただ、医療機関から外出するときと医療機関に戻るときに、同行援護等を利用される障害者の支援について、看護師等とヘルパーとの引き継ぎが生じるため、その時間について、あらかじめ利用者が医療機関と事業所に提示しておくことが望ましいと思われる。

Q 6 他医療機関受診に当たっても同行援護等を利用することは可能と考えてよいのか。

A 6 移送に当たり、看護師等が付き添わない場合は利用できる。

Q 7 入院中に同行援護等を利用できることについて、療養介護のほか、医療機関が実施する医療型短期入所や医療型障害児入所施設についても同様の取り扱いか。

A 7 療養介護は、病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者が、病院において機能訓練等を行うものであり、医療機関へ入院し、病院内のみでの支援が前提となることから、外出・外泊時に当たり、同行援護等を利用することは差し支えない。

一方、障害児入所施設については、入所する障害児に対して必要な日常生活上の支援を行うものであり、外出・外泊時に支援が必要な場合、原則として同行援護等を利用することはできない。ただし、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、同行援護等を利用することは差し支えない。

Q 8 報酬単価は在宅での利用時と変更ないものか。

A 8 お見込みのとおり。

契約内容（障がい福祉サービス受給者証記載事項）報告書

平成 年 月 日

様	事業者番号	[13桁の番号入力欄]
	事業者及び その事業所 の名称 代表者	

下記のとおり当事業者との契約内容（障がい福祉サービス受給者証記載事項）について報告します。

記

報告対象者

受給者証番号	[13桁の番号入力欄]		
支給決定障がい者 (保護者) 氏名		支給決定に係る 障がい児氏名	

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

受給者証の 事業者記入欄 の 番 号	サービス内容	契約支給量	契約日 (又は契約支給量を変更した日)	理 由
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約
				<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約
				<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約
				<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約
				<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供を終了する 事業者記入欄の番号	提供終了日	提 供 終 了 月 中 の 終了日までの既提供	既契約の契約支給量でのサービス提 供を終了する理由
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

平成〇〇年 4 月分

居宅介護サービス提供実績記録票

受給者証番号	支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)	厚生 太郎 (厚生 花子)	事業所番号
契約支給量	身体介護 15時間／月 家事援助 5時間／月 通院介助(身体介護伴う) 5時間／月	通院等乗降介助 10回／月	実際にサービスが終了した時間を記載し、請求は居宅介護計画に基づいた時間で行う。 事業その

日付	曜日	サービス内容	居宅介護計画			サービス提供時間		算定時間数		サービス提供者印	利用者確認印	備考	
			開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	時間	重複回数				
1	1 日	身体	10:00	11:30	1.5			10:00	11:30	1.5	1		
2	2 月	通院(伴う)	10:00	11:00	1			10:00	11:00	1	2		
3	5 木	家事	15:00	16:30	1.5							サービス提供の都度、利用者印を押印してもらう。	
4	5 木	家事(3級)						15:00	16:30	1.5	1		
5	13 金	乗降	18:00	18:30		1	18:00		18:30		1		
6	15 日	① 身体	13:00	16:00	3			13:00	16:00	3	1		
7	15 日	② 身体	14:00	15:00	1			14:00	15:00	1	1		
8	16 月	① 身体	13:00	15:00	2			13:00	15:00	2	1		
9	16 月	② 身体(3級)	14:00	16:00	2			14:00	16:00	2	1		
10	30 月	身体(重訪)	22:00	23:00	1			22:00	23:00	1	1		
11													
12													
13			減算対象となる従業者によりサービス提供した場合は、当該従業者の資格(3級)(重訪)を併記する。										
14													
15	3 火	通院(伴う)	10:00	11:30	1			10:00	11:30	1	1	運転中10:15～10:45を除く	
16			事例は、通院等乗降介助を行い、かつ、通院等乗降介助の前後に連続して20～30分程度以上の身体介護を行うことにより通院介助(身体介護を伴う)を算定する場合の記載例。全体の通算時間は10:00～11:30であるが、10:15～10:45はヘルパーが運転中の例。算定時間数については、ヘルパーの運転時間0.5時間を除いた時間数を										
17													
18													
19	10 火	身体	8:00	11:00	1.5			8:00	11:00	1.5	1	空き時間8:45から 10:00／10:45から 11:00	
20			2時間以上サービス間隔があかなかつた場合、1行にサービス時間全体を通しての開始時間及び終了時間を記載し、備考欄に空き時間を記載する。 算定時間は、通算時間の3時間－空き時間の1.5時間＝1.5時間										
21													
22													
23													
24													
25			算定時間数の内訳			ヘルパーの資格により適用される単価ごとに算定時間を記載する。							
26													
27													
28													
合計					計画時間数計	内訳(適用単価別)			算定時間数計				
						100%	90%	70%	重訪				
						9		2	1				
						2							
							1.5						
居宅における身体介護			12							12			
通院介護(身体介護を伴う)			2							2			
家事援助			1.5							1.5			
通院介護(身体介護を伴わない)													
通院等乗降介助				1	1					1			

平成 年 月 日

利 用 者 名 様

指定障害福祉サービス事業者名
代 表 者 名 印
連 絡 先

介護給付費・訓練等給付費の受領のお知らせについて
(法定代理受領のお知らせ)

利用者名様に提供した下記のサービスに要した費用について、岡山市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当事業所もしくは岡山市にお問い合わせ下さい。

記

サービス提供年月		平成 年 月 又は、平成 年 月 日～平成 年 月 日		
サービス内容				
受領日		平成 年 月 日		
代理受領金額 (A) - (B) + (C)		金 円		
代理受領額の内訳	サービスに要した 費用の全体の額 (A)	金 円		
	利用者負担額 (B)	金 円		
	特定障害者特別給付費 (補足給付費) (C)	金 円		

※ サービスに要した費用の全体の額については、別紙（明細書）を添付するか、計算過程を記載してください。

特別地域加算対象地域一覧表

平成29年2月1日現在

	離島振興対策実施地域	振興山村 (注1)	特定農山村地域 (旧市町村名)	過疎地域	辺地 (注2)
岡山市	大島	旧宇甘東村(下田・高津・宇甘・中泉) 旧宇甘西村(勝尾・紙工・虎倉) 旧竹枝村(大田・吉田・土師方・小倉) 旧上建部村(建部上・宮地・富沢・田地子・品田)	旧御津町 旧建部村 旧上建部村 旧鶴田村	旧建部町	あり
玉野市	石島	—	—	—	あり
備前市	鹿久居島 鶴島 大多府島 頭島 鴻島 曾島 *鹿久居島及び頭島 は平成29年4月1日付 けで離島地域から除 外	旧神根村(今崎・神根本・高田・和意谷) 旧三国村(加賀美・多麻・都留岐・笛目)	全域	全域	あり
瀬戸内市	前島	—	旧牛窓町	旧牛窓町	あり
赤磐市	—	旧熊山村2-2(勢力・千軒・奥吉原) 旧山方村(是里・滝山・黒本・黒沢・中山) 旧佐伯北村(稻蔭・光木・石・八島田・暮田) 旧布都美村2-2(合田・中畑・石上・小鎌・西勢実・広戸)	旧笙岡村 旧熊山村 旧山方村 旧佐伯北村	旧吉井町	あり
和気町	—	旧佐伯村(津瀬・米沢・佐伯・父井原・矢田部・宇生・田賀・小坂・ 加三方) 旧日笠村(保曽・日笠上・日笠下・木倉)	旧佐伯村 旧和気町	旧佐伯町	あり
吉備中央町	—	旧津賀村(広面・上加茂・下加茂・美原・加茂市場・高谷・平岡・上 野・竹部) 旧円城村(上田東・細田・三納谷・上田西・円城・案田・高富・神 瀬・小森) 旧新山村(尾原・笛目・福沢・溝部)	旧都賀村 旧円城村 旧新山村 旧江与味村 旧豊野村 旧下竹莊村	全域	あり
倉敷市	釜島 松島 六口島	—	—	—	—
笠岡市	高島 白石島 北木島 真鍋島 小飛島 大飛島 六島	—	旧神島内村 旧北木島村 旧真鍋島村	—	あり
井原市	—	旧宇戸村(宇戸谷・上高末・鳥頭・宇戸)	旧井原市 旧宇戸村 旧芳井町	全域	あり
総社市	—	旧下倉村(下倉) 旧富山村(宇山・種井・延原・槁)	旧池田村 旧日美村 旧下倉村 旧富山村	—	あり
高梁市	—	旧中井村(西方・津々) 旧玉川村(下切・玉・増原) 旧宇治村(穴田・宇治・遠原・本郷) 旧高倉村(飯部・大瀬八長・田井) 旧上有漢村(上有漢) 旧吹屋町(吹屋・中野・坂本) 旧中村(布寄・羽根・長地・相坂・小泉) 旧大賀村(仁賀・上大竹・下大竹) 旧高山村(高山・高山市・大原) 旧平川村(平川) 旧湯野村(西山・東油野・西油野)	全域	全域	あり
新見市	—	旧豊永村(豊永赤馬・豊永宇山・豊永佐伏) 旧熊谷村(上熊谷・下熊谷) 旧菅生村(菅生) 旧千屋村(千屋・千屋実・千屋井原・千屋花見) 旧上刑部村(上刑部・大井野) 旧丹治部村(田治部・布瀬) 旧神代村 旧新郷村 旧本郷村 旧万歳村 旧新砥村 旧矢神村 旧野馳村	全域	全域	あり

	離島振興対策地域	振興山村 (注2)	特定農山村地域 (旧市町村名)	過疎地域	辺地 (注3)
浅口市	—	—	旧寄島町	旧寄島町	—
早島町	—	—	—	—	—
里庄町	—	—	—	—	—
矢掛町	—	旧美川村(上高末・下高末・宇角・内田)	旧美川村	全域	あり
津山市	—	旧上加茂村 旧加茂町 旧阿波村 旧広戸村(奥津川・川東・市場・案内・羽賀・大吉・西村・日本原・大岩) ※旧新野村の日本原は該当しません。	旧一宮村 旧高田村 旧加茂町 旧阿波村 旧広戸村 旧新野村 旧大井西村	旧加茂町 旧阿波村 旧久米町	あり
真庭市	—	旧富原村(若代・下岩・清谷・曲り・古呂々尾中・若代畠・高田山上・月田本・岩井谷・岩井畠・上・野・後谷) 旧津田村(野原・舞高・且土・吉・田原山上・上山) 旧湯原町(禾津・釤貫小川・下湯原・田羽根・都喜足・豊栄・仲間・久見・本庄・見明戸・三世七原・社・湯原温泉) 旧二川村(栗谷・黒杭・種・小童谷・藤森) 旧美和村(余野上・余野下・櫻西・櫻東・目木・三崎・中原・台金屋) 旧美甘村(鉄山・黒田・田口・延風・美甘) 旧中和村(下和・初和・別所・真加子・吉田)	旧北房町 旧勝山町 旧津田村 旧美川村 旧河内村 旧湯原町 旧久世町 旧美甘村 旧川上村 旧中和村	全域	あり
美作市	—	旧梶並村(右手・真殿・梶並・楮・東谷上・東谷下) 旧栗広村2-1(長谷内・馬形・宗掛) 旧大野村(川上・滝・野形・桂坪・笛岡) 旧東粟倉村(後山・太田・川東・中谷・野原・東青野・東吉田) 旧豊田村(北原・友野・山口・山外野・大原・猪臥・海内・平田) 旧巨勢村2-1(巨勢・海田) 旧福山村(万善・国貞・鈴家・田渕・柿ヶ原) 旧巨勢村2-2(尾谷) 旧河会村(上山・中川・横尾・北・南・滝ノ宮)	旧勝田町 旧大原町 旧東粟倉村 旧豊田村 旧巨勢村 旧作東町 旧英田町	全域	あり
新庄村	—	全域	全域	全域	あり
鏡野町	—	旧富村(大・楠・富仲間・富西谷・富東谷) 旧久田村(久田上原・久田下原・黒木・河内・土生) 旧泉村(井坂・女原・至孝農・杉・西屋・箱・養野) 旧羽出村(羽出・羽出西谷) 旧奥津村(奥津・奥津川西・下齋原・長藤) 旧上齋原村 旧中谷村(入・山城・中谷)	全域	全域	あり
勝央町	—	—	—	—	あり
奈義町	—	旧豊並村(馬桑・閑本・小坂・高円・皆木・西原・行方)	旧豊並村	全域	あり
西粟倉村	—	全域	全域	全域	あり
久米南町	—	旧弓削町(下弓削・西山寺・松・上弓削・塩之内・羽出木・全間・仏教寺・下二ヶ・上二ヶ・泰山寺)	旧弓削町 旧竜山村	全域	あり
美咲町	—	旧倭文西村(北・南・里・中) 旧江与味村2-2(江与味) 旧西川村(西坪和・西川・西川上)	旧大坪和村 旧旭町 旧吉岡村 旧南和氣村	全域	あり

注1:振興山村、特定農山村、過疎は平成合併前の旧市町村名で指定されています。

注2:辺地については、別表(辺地地域一覧表)により御確認ください。

○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
(昭和37年法律第88号) 第2条第1項に規定する辺地

辺地地域一覧 (具体的な場所等が不明な場合は、該当市町村に確認すること。) (H28.3.31現在)

市町村名	辺地名							合計 225辺地
岡山市	山上・石妻	杉谷	畠鮎	金山寺	北野	勝尾・小田	野口	田地子上
	土師方上	大田上	和田南	東本宮				
津山市	物見	河井・山下	黒木	西谷・中土居	尾所	大杉	大高下	奥津川
	八社							
玉野市	石島							
笠岡市	高島	白石島	北木島	真鍋島	飛島	六島		
井原市	野上南部	野上北部	稗原	池井	共和・三原	水名	黒木	宇頭
	西星田							
総社市	延原・宇山							
高梁市	山際	柴倉	上野	迫田	野呂	遠原	秋ヶ迫	本村
	野原	山ノ上	檜井	家地	丸岩	陣山	大津寄	西野呂
	割出	中野	坂本	吹屋	小泉	長地	上大竹	高山
	高山市	布賀	平川	湯野	西山			
新見市	花見	井原	千屋	菅生	足見	土橋	赤馬	宇山
	松仁子	法曾	大井野	上油野	三室	高瀬	三坂	青木
	田淵	大野	荻尾	久保井野	高野川東			
備前市	頭島	大多府島	和意谷	加賀美	都留岐	笹目		
赤磐市	是里東	是里中	是里西	滝山	中山	八島田	暮田	戸津野
	中勢実	石・平山	合田・中畑	小鎌・石上	西勢実			
真庭市	清谷	曲り・古呂々尾中	後谷	上・岩井畠	高田山上・野・若代畠	星山・竹原・菅谷	見尾・真賀	神代
	吉	田原山上・上山	別所・佐引	関上	日野上	杉山・日の屹	藤森	杉成・河面・大杉
	粟谷	立石	三野瀬	種	福井	見明戸	鉄山	阿口
	樽見	井殿						
美作市	右手	東谷下	宗掛	江ノ原	西町	野形	滝	田井
	後山	中谷	東青野	山外野	海田	梶原	小房	宮原
	角南	白水	万善	国貞	田渕	柿ヶ原	日指	北
	上山							
和気町	大成	大杉・加賀知田	上田土	南山方・丸山	奥塩田	北山方	室原	岸野
矢掛町	羽無	宇内						
新庄村	堂ヶ原							
鏡野町	近衛	大町	岩屋	越畠	中分	泉源	西谷下	下齋原
	長藤	奥津	奥津川西	本村	石越平作	赤和瀬	小林・遠藤	下東谷
	馬場以北	宮原白賀	余川	興基				
勝央町	上香山							
奈義町	皆木							
西粟倉村	大茅							
久米南町	羽出木	全間	龍山	山手	京尾	安ヶ屹		
美咲町	長万寺	金堀	大併和西	和田北	大併和東	角石祖母	北	里
	中	西川上	併和	小山	大山	高城	定宗本山	畠宮山
	上間							
吉備中央町	広面	加茂山	津賀西	三納谷	高富	笹目千守	納地	黒山

指定同行援護に係る同行援護従業者及びサービス提供責任者の資格要件

(平成 29 年 3 月 15 日 岡山県障害福祉課)

■が、同行援護従業者の要件に係る経過措置部分です。これらに該当する方は、平成 30 年 4 月 1 日以降、同行援護従業者とは認められなくなります。

■は、サービス提供責任者の要件に係る経過措置部分です。これらに該当する方は、平成 30 年 4 月 1 日以降、指定同行援護に係るサービス提供責任者になることはできません。

区分	資格要件
同行援護従業者	① 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
	② 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)
	③ 介護福祉士、実務者研修・居宅介護職員初任者研修(介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修 1・2 級課程を含む。)修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者等
	④ 上記③の者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。同行援護等)に 1 年(180 日)以上従事した経験を有する者
	⑤ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程(居宅介護従業者養成研修 3 級課程を含む。)修了者等
	⑥ 上記⑤の者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。同行援護等)に 1 年(180 日)以上従事した経験を有する者
サービス提供責任者	② 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
	② 介護福祉士、実務者研修・介護職員基礎研修・居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者等又は居宅介護職員初任者研修課程(居宅介護従業者養成研修 2 級課程を含む。)修了者等であって 3 年(540 日)以上介護等の業務に従事した者
	③ 上記②の者であって、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者(相当する研修課程修了者を含む。)
	④ 平成 23 年 9 月 30 日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に 3 年以上従事した者

※ 1 年以上の従事経験とは、従事期間が通算 365 日以上であり、かつ、直接支援業務に現に従事した日数が 180 日以上である場合をいいます。(2 年・3 年・5 年以上の従事経験についても同様の考え方です。)

指定行動援護に係る行動援護従業者及びサービス提供責任者の資格要件

(平成 29 年 3 月 15 日 岡山県障害福祉課)

■ が、行動援護従業者の要件に係る経過措置部分です。これらに該当する方は、平成 30 年 4 月 1 日以降、同行援護従業者とは認められなくなります。

■ は、サービス提供責任者の要件に係る経過措置部分です。これらに該当する方は、平成 30 年 4 月 1 日以降、指定行動援護に係るサービス提供責任者になることはできません。

区分	資格要件
行動援護従業者	<p>① 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 1 年(180 日)以上の従事経験を有する者</p> <p>② 介護福祉士、実務者研修・居宅介護職員初任者研修（介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修 1・2 級課程を含む。）修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者</p>
サービス提供責任者	<p>① 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 3 年 (540 日) 以上の従事経験を有する者</p> <p>② 介護福祉士、実務者研修・介護職員基礎研修、居宅介護職員初任者研修（居宅介護従業者養成研修 1・2 級課程を含む。）修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 5 年以上の従事経験を有する者</p>

※ 1 年以上の従事経験とは、従事期間が通算 365 日以上であり、かつ、直接支援業務に現に従事した日数が 180 日以上である場合をいいます。（2 年・3 年・5 年以上の従事経験についても同様の考え方です。）

指定居宅介護等事業の従業者の資格要件等について

《表内記号等の読み方》

H28.4.1

○：所定単位数を算定することができます。 ×：所定単位数を算定することができません。

%加算：所定単位数に加算措置があります。
%減算：所定単位数から減算措置があります。

※1：平成30年3月31日までの間は、同行援護従業者養成研修一般課程修了者とみなします。（経過措置の再延長は行われない予定です。）
※2：平成30年3月31日までの間は、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、行動援護従業者養成研修課程修了者とみなします。

告示	資格	サービスの種類	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		
			身体介護	家事援助	通常等介助 身体あり	通常等介助 身体なし	重度障害者 等包括支援	障害支援区分6	身体介護を 伴う
1	介護福祉士		○	○	○	○	○	○	△※1 △※2 実務経験 2年以上
2	実務者研修修了者		○	○	○	○	○	○	△※1 △※1 △※1 △※2 実務経験 2年以上
3	居宅介護職員初任者研修修了者（1・2級） ※みなし1級（保健師、看護師、准看護師）		○	○	○	○	○	○	△※1 △※1 △※1 △※2 実務経験 2年以上
4	障害者居宅介護従業者基礎研修修了者（3級） 14 （旧 居宅介護従業者養成研修修了者）	30%減算	10%減算	30%減算	10%減算	○	○	○	△※1 △※1 △※1 △※2 実務経験 2年以上
5	重度訪問介護従業者養成研修修了者 （旧 日常生活支援従業者養成研修修了者）		從事経験 有りの者						
10	基礎課程修了者	重訪単価	10%減算	重訪単価	10%減算	○	○	○	
15	追加課程、統合過程又は行動障害支援課程修了者	重訪単価	10%減算	重訪単価	10%減算	○	○	○	
6	同行援護従業者養成研修修了者								
11	一般課程修了者	×	×	×	×	×	×	○	○
16	応用課程修了者	×	×	×	×	×	×	○	○
6	国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる研修を修了した者	×	×	×	×	×	×	○	○
7	行動援護従業者養成研修修了者 又は 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者 17	×	×	×	×	○	○	○	○
18	介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者 （旧 介護職員初任者研修修了者） （旧 訪問介護員養成研修修了者（1・2級）） ※みなし1級（保健師、看護師、准看護師）	○	○	○	○	○	○	△※1 △※1 △※2 実務経験 2年以上	
19	H18.3.31に現に身体・知的障害者又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者（知事証明を受けた者） 10 外出介護従業者養成研修修了者	30%減算	10%減算	30%減算	10%減算	○	○	○	△※1 △※1 △※2 実務経験 2年以上
20	旧 視覚障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修修了者	×	×	30%減算	10%減算	×	×	△※1 △※1 △※1 △※2 実務経験 2年以上	
21	旧 全身性障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修修了者	×	×	30%減算	10%減算	×	×	×	
22	旧 知的障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修修了者	×	×	30%減算	10%減算	×	×	×	

～障害者の移動を支援する福祉事業体系～

- 移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、同行援護、行動援護、重度訪問介護、居宅介護（うち通院等介助、通院等乗降介助）といった「個別給付（義務的経費）」でサービスを提供（マンツーマンでの対応）。
- その他、利用者の個々のニーズや状況に応じた柔軟な支援や複数の者に対する移動の同時支援（グループ支援）などを行うため、市町村を実施主体とする「地域生活支援事業（裁量的経費）」（移動支援事業）としてサービスを提供（マンツーマン、複数の者、いずれの対応もあり得る）。
- 個別給付については、障害者の社会参加の促進、地域での障害者の自立した生活を支える上で重要であるが、これらの制度の趣旨や人員・財源の制約などから、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」は対象外としている。

対象者	支援の範囲	移動の目的	個別給付（義務的経費）		地域生活支援事業（裁量的経費）		
			移動支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
54	<p>○ 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援</p> <p>○ 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アイ：個別支援型 <ul style="list-style-type: none"> ・ グループ支援型 ・ 複数の障害者等への同時支援 ・ 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援 ・ 車両移送型 ・ 福祉バス等車両の巡回による送迎支援 	<p>○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出</p> <p>○ 患院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続きは障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助</p>	<p>○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出</p> <p>○ 患院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続きは障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助</p>	<p>○ 障害者・障害児（重度の知的障害、精神障害）</p> <p>【身体介護なし】</p> <p>・ 同行援護アセスメント票の基準を満たす者</p> <p>【身体介護あり】</p> <p>上記に加えて</p> <p>① 障害支援区分2以上</p> <p>② 障害支援区分調査項目のうち「歩行」にあっては「全面的な支援が必要」に認定又は「移動」、「排便」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が必要」以外に認定</p>	<p>○ 障害者・障害児（重度の視覚障害）</p> <p>【身体介護なし】</p> <p>・ 障害支援区分4以上に該当する者</p> <p>① 二肢以上に麻痺等がある者であつて、障害支援区分調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれが「支援が必要」以外に認定されている者</p> <p>② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上ある者</p>	<p>○ 行動する際に生じ得る危険を回避するため必要な援護</p> <p>○ 移動中の介護</p> <p>○ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など</p> <p>○ 排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動する際に必要な援助</p>	<p>○ 行動する際に生じ得る危険を回避するため必要な援護</p> <p>○ 移動中の介護</p> <p>○ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など</p> <p>○ 排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動する際に必要な援助</p>

様式第4号(第2条関係)

変更届出書

年　月　日

岡山県知事 殿

届出者
(設置者)　主たる事務所の所在地
名 称
代表者名

印

指定障害福祉サービス事業者(指定相談支援事業者、指定障害者支援施設)について、指定に係る事項を変更したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第1項(第3項)の規定により届け

事　業　所　番　号							
指定内容を変更した事業所(施設)		名 所	称 在地				
		サ 一 ビ ス	の 種 類				
変更があった事項		変更の内容					
1事業所(施設)の名称		(変更前)					
2事業所(施設)の所在地(設置の場所)							
3申請者(設置者)の名称							
4主たる事務所の所在地							
5代表者の氏名及び住所							
6定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)							
7提供する障害福祉サービスの種類							
8役員の氏名、生年月日及び住所							
9第三者に委託することにより提供する障害福祉サービ スがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地							
10事業所の平面図及び設備の概要							
11建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要							
12事業所の管理者の氏名、経歴及び住所							
13事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所		(変更後)					
14事業所のサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所							
15従業者の勤務の体制及び勤務形態							
16運営規程							
17事業所の種別(併設型・空床型の別)							
18併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所定員							
19協力医療機関(協力歯科医療機関を含む。)の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容							
20医療機関との協力体制の概要							
21連携する公共職業安定所その他関係機関の名称							
22関係機関との連携体制その他適切な支援体制の概要							
23事業に係る介護給付費、療養介護医療費又は訓練等給付費の請求に関する事項							
変更(予定)年月日		年　月　日					

備考 1 「変更があった事項」欄は、該当する事項の番号に○を付してください。

- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 3 事業所(施設)の所在地(設置の場所)の変更、定員の増、共同生活住居の増等指定に係る障害福祉サービスの量を増加しようとする場合は、変更予定日の属する月の前月の15日までに所管の県民局へ届け出てください。それ以外の場合は、変更の日から10日以内に届け出てください。

受付印
(県民局)

MEMO

岡山県保健福祉部障害福祉課
障害福祉サービス班

TEL 086-226-7345
FAX 086-224-6520
MAIL j-shien@pref.okayama.jp